

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

＜市場価格が変動するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が増加するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

＜為替相場に関するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変動することにより、為替相場が円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・ 外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・ 通貨の交換に制限が付されている場合には、償還金及びその利子のその他の通貨への交換や送金ができない場合があります。

外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

＜発行体等の信用状況の変化に関するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・ 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用

状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。

また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面にに基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。

- ・金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げ、利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ・主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

＜償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク＞

- ・弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

＜適用利率が変動するリスク＞

- ・外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に LIBOR 等の指標金利を用いた一定の算式に従って計算されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

＜流動性に関するリスク＞

- ・新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場等の特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- ・外貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

企業内容等の開示について

- ・外貨建ての債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

- ・当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日または利子支払日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・ 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の 4 営業日前までのお取引が可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部、または一部（前受金等）をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指 定 紛 争 解 決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	48,323,132,501 円(2017 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、及び特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- （１）お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- （２）金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に應じ２千円から５万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

2018 年 10 月

発行登録追補目論見書



クレディ・アグリコル・
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

クレディ・アグリコル・
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
2022年11月2日満期 インドネシアルピア建社債(円貨決済型)
(グリーンボンド)

－ 売 出 人 －

株式会社SBI証券

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022 年 11 月 2 日満期 インドネシアルピア建社債（円貨決済型）（グリーンボンド）の元利金は円貨で支払われますが、当該円貨額は当該支払前に決定される参照為替レートによってルピア額を換算したものとなりますので、日本円とインドネシアルピア間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（以下「CACIB」という。）は、本社債発行による調達資金（以下「社債調達資金」という。）に相当する額を同通貨で、または他のいずれかの通貨における相当額で、グリーン・ローン・ポートフォリオ（以下「グリーン・ローン・ポートフォリオ」という。）に充当することを意図しております。グリーン・ローン・ポートフォリオは、CACIBまたはCACIBの関連会社による貸付金であって、その借り手が以下の点を満たす企業・プロジェクトであるものによってのみ構成されます。

- (A) 厳格なESG格付評価手法（環境、社会およびガバナンス分析を専門とする外部格付機関からの情報提供を求めた上でCACIBが開発し所有しております。）を経た、環境、社会およびガバナンス面において優れたパフォーマンスを示す企業・プロジェクトであり、かつ
- (B) CACIBが「グリーン」と分類する分野に属する企業・プロジェクト。かかる分野とは、気候変動の緩和への多大な貢献により選別された分野を広く意味し、かつ(i)再生エネルギー、(ii)エコ効率技術、(iii)水資源・廃棄物の管理等を含んでおります。

CACIBは、残存する本社債および現在または過去のストラクチャード・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムまたはストラクチャード・デット・インストルメンツ・イシューアンス・プログラムに基づき発行された他の類似のグリーンボンドの双方の額面金額合計額の総額が、グリーン・ローン・ポートフォリオの残高を超えないものとなることに配慮します。

グリーン・ローン・ポートフォリオの構成および選別方法は、通常、CACIBの監査人により毎年監査されます。

CACIBによる（上記の）充当が万が一なされなかった場合、社債調達資金は一般事業目的に使用されます。

本社債の元利金の支払は、グリーン・ローン・ポートフォリオのパフォーマンスに直接に連動するものではありません。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30－外 1－8

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 30 年 10 月 5 日

【会社名】 クレディ・アグリコル・コーポレート
・アンド・インベストメント・バンク
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット
・ディビジョン
(Managing Director Global Market Division)
ベンジャミン・ランベール
(Benjamin LAMBERG)

【本店の所在の場所】 フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052
レ・ゼタジュニ広場 12 番地
(12, place des Etats-Unis CS 70052
92547 Montrouge Cedex
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 福 田 直 邦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 宮 本 武 明
弁護士 岡 田 春 奈

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1373
03-6775-1453

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 20,000,000,000 インドネシアルピア（円貨換算額 176,000,000 円）
（株式会社三菱UFJ銀行が発表した 2018 年 10 月 3 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売相場 100 インドネシアルピア＝0.88 円の換算レートで換算している。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成 30 年 8 月 24 日
効力発生日	平成 30 年 9 月 3 日
有効期限	平成 32 年 9 月 2 日
発行登録番号	30－外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30-外1-1	平成30年9月4日	795,900,000円	該当事項なし	
30-外1-4	平成30年9月12日	10,186,286,000円	該当事項なし	
実績合計額		10,982,186,000円	減額総額	0円

(注1)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年10月15日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債」(売出価額の総額26,800,000トルコリラ、円貨相当額439,788,000円)の売出しを行うために、平成30年9月4日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号30-外1-2)を関東財務局長に提出したが、平成30年10月15日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注2)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年10月11日満期トルコ・リラ建ゼロクーポン社債」(売出価額の総額11,580,000トルコリラ、円貨相当額193,733,400円)の売出しを行うために、平成30年9月7日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号30-外1-3)を関東財務局長に提出したが、平成30年10月11日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注3)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年10月15日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債」(売出券面額の総額345,000,000円)の売出しを行うために、平成30年9月28日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号30-外1-5)を関東財務局長に提出したが、平成30年10月15日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注4)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年11月1日満期トルコ・リラ建社債」(売出券面額の総額55,000,000トルコリラ、円貨相当額1,004,300,000円)の売出しを行うために、平成30年9月28日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号30-外1-6)を関東財務局長に提出したが、平成30年10月31日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注5)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年4月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債」(売出券面額の総額1,360,000,000円)の売出しを行うために、平成30年10月1日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号30-外1-7)を関東財務局長に提出したが、平成30年10月29日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

【残額】
(発行予定額－実績合計額－減額総額) 489,017,814,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額	該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし	

【残高】
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「クレディ・アグリコル・CIB」、「CACIB」および「計算代理人」は、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを指す。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
第2 【売出要項】	1
1 【売出有価証券】	1
2 【売出しの条件】	2
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	36
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	38
第二部 【公開買付けに関する情報】	39
第三部 【参照情報】	39
第1 【参照書類】	39
1 【有価証券報告書及びその添付書類】	39
2 【四半期報告書又は半期報告書】	39
3 【臨時報告書】	39
4 【外国会社報告書及びその補足書類】	39
5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに 外国会社半期報告書及びその補足書類】	39
6 【外国会社臨時報告書】	39
7 【訂正報告書】	39
第2 【参照書類の補完情報】	40
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	40
第四部 【保証会社等の情報】	40
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に 掲げる要件を満たしていることを示す書面	41
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	42

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

銘柄		売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
クレディ・アグリコル・コーポ レート・アンド・インベストメン ト・バンク 2022年11月2日満期 インドネシアルピア建社債（円貨 決済型）（グリーンボンド）（別 段の記載がある場合を除き、以下 「本社債」という。）（注1）		20,000,000,000 インドネシアルピア （注2）	20,000,000,000 インドネシアルピア （注2）	株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号 （以下「売出人」という。）	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限	
無記名式	10,000,000 インドネシアルピア （注3）	年率7.60%	5月2日 および11月2日	2022年11月2日	

（注1） 本社債は、ユーロ市場においてCACIBの2018年5月9日付ストラクチャード・デット・インストルメンツ・イシュー
アンス・プログラムに基づき、2018年11月1日（以下「発行日」という。）に発行される。本社債が証券取引所
に上場される予定はない。

（注2） 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。

（注3） 各本社債の満期償還は、額面金額である10,000,000インドネシアルピアにつき、同額を該当する参照為替レ
ート（下記「2 売出しの条件 社債の概要 1 利息 (a)」に定義する。）で換算して計算される円貨額で円によ
りなされる。詳細については「2 売出しの条件 社債の概要 2 償還および買入れ (a) 満期償還」を参照の
こと。

（注4） 本社債につき、CACIBの依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信
用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

なお、CACIBの長期非劣後債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムー
ディーズ」という。）によりA1の格付が、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）によりAの格
付が、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）によりA+の格付が、それぞれ付与されている
が、これらの格付は直ちにCACIBにより発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録
されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けて
おらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられ
ていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に信用格付業者として、ムーディーズ・
ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会
社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：
金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公
表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ
（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格
付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・
レ　ー　テ　ィ　ン　グ　・　ジ　ャ　パ　ン　株　式　会　社　の　ホ　ー　ム　ペ　ー　ジ
（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付

け情報」 (https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/site/japan/>) の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2018年10月5日から 同年10月31日まで	額面金額 10,000,000 インドネシアルピア	なし	売出人の日本国内の本店および各支店
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

- (1) 本社債の発行日は2018年11月1日、受渡期日は、2018年11月2日（日本時間）である。
- (2) 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 本社債は、合衆国証券法（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (e) 規制償還または強制転売」に定義する。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うかまたは合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、または米国人 (U.S. Person) に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この「摘要(3)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人 (United States Person) に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この「摘要(4)」において使用された用語は、内国歳入法（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (d) FATCA源泉徴収に係る償還」に定義する。）において定義された意味を有する。
- (5) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i) 指令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii) 指令第2002/92/EC号（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(iii) 指令第2003/71/EC号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則 (EU) 1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は

作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

社債の概要

1 利息

(a) 各本社債の利息は、上記「1 売出有価証券」に記載の利率で、利息発生日である2018年11月2日（当日を含む。）から2022年11月2日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年5月2日および11月2日（以下、それぞれを「利払日」という。）に、利息発生日または直前の利払日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの半年（以下、それぞれを「利息計算期間」という。）分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額10,000,000インドネシアルピアの各本社債につき、380,000.00インドネシアルピアである。

ただし、当該インドネシアルピア額の支払は、該当する参照為替レート決定日（以下に定義する。）に計算代理人により決定された参照為替レート（以下に定義する。）を適用する以下の算式に従って換算される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）で円によってなされる。

$$\text{各利払日の利払円貨額} = 380,000.00 \text{インドネシアルピア} \times \text{参照為替レート}$$

利払日が支払営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該利払日は翌支払営業日に延期される。ただし、翌支払営業日が翌暦月である場合には、当該利払日はその直前の支払営業日となる。いかなる利息計算期間または当該利払日もしくはその他のいかなる利払日に支払われるべき利息額の調整は行われない。

用語の定義

本項(a)、下記「2 償還および買入れ (a) 満期償還」、下記「2 償還および買入れ (d) FATCA源泉徴収に係る償還」および下記「14 為替リンク債に関する特別規定」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「営業日」とは、(i)東京、(ii)ロンドン、(iii)ニューヨーク市および(iv)ジャカルタにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金を含む。）を行っている日をいう。

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「参照為替レート」とは、参照為替レート決定日または償還参照為替レート決定日（下記「2 償還および買入れ (a) 満期償還」に定義する。）に関して、計算代理人が決定する米ドル／円レートを米ドル／インドネシアルピアレートで除して得られる、インドネシアルピア1単位あたりの円の単位（または端数）の数値として表示される、インドネシアルピア／円為替レートをいう（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）。ただし、下記「14 為替リンク債に関する特別規定」に服する。

「参照為替レート決定日」とは、各利払日の5営業日前の日をいう。

「支払営業日」とは、代理契約（下記「13 その他 (2) 代理契約」に定義する。）の規定に従い、商業銀行および外国為替市場が、(i)最終券面の場合、支払のための呈示の場所、(ii)東京、(iii)ロ

ンドン、(iv)ニューヨーク市および(v)ジャカルタにおいて、支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）を行っている日をいう。

「米ドル／インドネシアルピアレート」とは、関連する参照為替レート決定日または償還参照為替レート決定日の午前10時（ジャカルタ時間）頃にロイター・スクリーンの「JISDOR」ページ（または、かかるレートを表示するためのその承継ページ）に公表され計算代理人がその単独の絶対的な裁量により決定する、米ドル1単位あたりのインドネシアルピアの単位（または端数）の数値として表示される、米ドル／インドネシアルピア外国為替レートの値をいう。

「米ドル／円レート」とは、関連する参照為替レート決定日または償還参照為替レート決定日の正午（東京時間）頃にロイター・スクリーンの「JPNU」ページ（または、かかるレートを表示するためのその承継ページ）に公表され計算代理人がその単独の絶対的な裁量により決定する、米ドル1単位あたりの円の単位（または端数）の数値として表示される、米ドル／円外国為替レートの仲値をいう。米ドル／円レートが関連する参照為替レート決定日または償還参照為替レート決定日に利用できない場合、計算代理人は、誠実かつ商取引上の合理的な方法で、関連する参照為替レート決定日または償還参照為替レート決定日におけるかかるレートを決定する（かかる決定は、明白な誤り、故意の債務不履行または不正行為がある場合を除き、最終的で、CACIB、支払代理人（下記「13 その他（2）代理契約」に定義する。）および本社債の所持人に対して拘束力を有する。）。

「ロイター・スクリーン」とは、ロイターのサービスにおいて指定される画面ページをいう。

利息計算期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の未償還の額面金額に上記記載の利率を乗じ、その積に下記記載の算式により計算された当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた値を乗じた金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の数式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間の末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間の末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

別段の定めがある場合を除き、「社債の概要」におけるすべての計算において、(i)かかる計算により生じるすべてのパーセンテージは、必要に応じて0.00001パーセンテージ・ポイント未満を四捨五入し、(ii)すべての数値は有効数字7桁に四捨五入（8番目の有効数字が5以上の場合、7番目の有効数字を切り上げる。）され、(iii)すべての支払期限の到来した通貨は当該通貨単位（以下に定義す

る。) 未満を四捨五入する。本項において、「通貨単位」とは、かかる通貨が使用されている国で、法定通貨として有効である最小の単位をいう。

(b) 利息の発生

本1項において別段の規定がない限り、各本社債の利息（もしあれば）は、償還日以降はこれを付さない。ただし、正当な呈示の下で元金の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(i) 当該本社債に関して支払われるべき金額の全額が支払われた日または(ii) 主支払代理人（下記「13 その他 (2) 代理契約」に定義する。）が当該本社債に関して支払われるべき金額の全額を受領し、かかる旨を本社債の所持人に対して、下記「8 通知」に従い通知した日の5日後の日のうちいずれか早く到来する日まで、利息が付されるものとする。

2 償還および買入れ

(a) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、CACIBにより、2022年11月2日（以下「満期日」という。）にインドネシアルピアにより額面金額（以下「満期償還価格」という。）で最終的に償還されるものとする（ただし、下記「14 為替リンク債に関する特別規定」において、それに反する規定がされる場合がある。）。ただし、当該インドネシアルピア額の支払は、償還参照為替レート決定日に計算代理人により決定された参照為替レートを適用する以下の算式に従って換算される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）で円によってなされる。

$$\text{満期償還価格の円貨額} = 10,000,000 \text{インドネシアルピア} \times \text{参照為替レート}$$

満期日が支払営業日以外の日にあたる場合には、満期日は翌支払営業日に延期される。ただし、翌支払営業日が翌暦月である場合には、満期日はその直前の支払営業日となる。満期償還価格の調整は行われない。

用語の定義

上記「1 利息 (a) 用語の定義」に加えて、「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「償還参照為替レート決定日」とは、満期日または本社債の償還日（早期償還の場合）の5営業日前の日をいう。

(b) 税制変更による繰上償還

CACIBは、次の場合において、その選択により随時、30日以上60日以内の（取消不能の）通知を主支払代理人および下記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して行うことにより本社債の全部（一部は不可）を償還できる。

- (i) 本社債の発行が承認された日以後に変更または修正の効力が発生する、課税管轄地域（下記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」に定義する。）の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、

CACIBに本社債に基づく次回の支払期日において、下記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」に規定する追加額の支払義務が生じる場合

(ii) CACIBが合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合
ただし、かかる償還の通知はCACIBにかかる追加額の支払義務が生じる最初の日の90日前の日より前には行われたいものとする。

本項(b)に従い償還される本社債は、公正市場償還価格（下記「(c) 特別税制償還」に定義する。）により償還される。

(c) 特別税制償還

CACIBが、下記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」記載の追加額の支払に関する取り決めにもかかわらず、フランス法に基づき本社債の元利金の次回の支払の際に、期限が到来した金額の全額を本社債の所持人に支払うことを禁止される場合、CACIBは、直ちに主支払代理人に対しかかる事実を通知する。その上で、CACIBは、本社債の所持人に対し7日以内の事前通知を行うことにより、直ちに、本社債の全部（一部は不可。）を公正市場償還価格でCACIBが本社債に関してその時点において期限の到来した金額の全額につき支払を行うことができる最終の利払日に、償還しなければならない。ただし、当該通知の期間の経過がかかる利払日の経過後である場合、当該通知に基づく本社債の所持人に対する償還期限は、下記のいずれか遅くに到来する日とする。

(i) CACIBが、本社債に関し、その時点で期限が到来している全額の支払を行うことが実務的に可能な最終日

(ii) 上記の主支払代理人に対する通知後14日目の日

「公正市場償還価格」は、償還日現在（またはその頃）の本社債の公正市場価格に等しいと計算代理人のその単独の絶対的な裁量により決定されるインドネシアルピアによる金額であり、ヘッジ金額（以下に定義する。）の控除を考慮するが、それらに限定されず、二重の控除は行われたい。ただし、以下を条件とする。

(i) CACIBに関して、下記「5 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由（下記「5 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、継続している場合、かかる決定は、CACIBの財政状況を考慮しないものとする。

(ii) 公正市場償還価格が下記「5 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由の発生以外の理由で決定され（このように決定された公正市場償還価格を以下「債務不履行前公正市場償還価格」という。）、CACIBに関して下記「5 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由が発生した日（以下「債務不履行後公正市場償還価格決定日」という。）に支払われなかった場合、債務不履行前公正市場償還価格は、債務不履行後公正市場償還価格決定日に決定された公正市場償還価格（以下「債務不履行後公正市場償還価格」という。）に相当するとみなされ、「債務不履行後公正市場償還価格」は上記(i)に従いCACIBの財政状況を考慮しないものとする。

(iii) 公正市場償還価格は、負の金額とならないものとする。

本社債の公正市場価格を決定する際、計算代理人は自身に関連するとみなすすべての情報（市場環境、および下記「(f) 違法性および不可抗力」による期限前償還の場合には、期限前償還を生じさせる実行不可能性、違法性または不可能性を含むが、これに限定されない。）を考慮する。

上記の規定に従い決定された公正市場償還価格は、経過利息に係る金額を含むとみなされる。

ただし、当該インドネシアルピア額の支払は、償還参照為替レート決定日に計算代理人により決定された参照為替レートを適用する以下の算式に従って換算される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）で円によってなされる。

$$\text{公正市場償還価格の円貨額} = \text{公正市場償還価格} \times \text{参照為替レート}$$

本社債の期限前償還に関して、「ヘッジ金額」とは、かかるヘッジング契約がCACIBにより直接保有されているか関連会社（下記「13 その他 (5) 代理人 (b) 計算代理人」に定義する。）を通じて間接的に保有されているかを問わず、当該本社債に関連して締結された関連するヘッジング契約（例えば、金利スワップ取引、スワップ・オプション、ベシス・スワップ、金利先渡取引、商品スワップ、商品オプション、株式もしくは株式指数スワップ、利息オプション、通貨取引、アセット・スワップ取引、信用デリバティブ取引または資金取引（例えば、内部資金契約またはレポ取引であるが、これらに限定されない。）を含むが、これらに限定されない。）の解除をする際に、その時点における一般的な状況下で発生したCACIBもしくはその関連会社の損失もしくは費用（正の数値で表示される。）またはその時点における一般的な状況下で実現されたCACIBもしくはその関連会社の収益（負の数値で表示される。）（マーケット・ビッド／オファー・スプレッドおよびかかる解除に関する付随費用を含む。）をいう。ただし、ヘッジ金額の決定は、CACIBに関して下記「5 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由が発生し、継続している場合、CACIBの財政状況を考慮しないものとする。

かかる公正市場償還価格の支払は下記「8 通知」に従い本社債の所持人に通知される方法にて行われる。

(d) FATCA源泉徴収に係る償還

CACIBは、本項(d)の規定に従い、いつでもFATCA関連社債（以下に定義する。）を償還することができる。

本社債がFATCA関連社債である場合、CACIBは以下に記載する事項を明記するFATCA発行者通知書（以下に定義する。）を交付するよう相応な努力をするものとする。

(i) FATCA関連社債となる社債に関するシリーズ番号およびISIN

(ii) CACIBがFATCA関連社債を償還するか否か、ならびに

(iii) CACIBがFATCA関連社債を償還する選択をする場合、

a. CACIBが償還するFATCA関連社債、および

b. CACIBによりかかるFATCA関連社債が償還される日付

FATCA発行者通知書において、CACIBがFATCA関連社債を償還しないと明記する場合、かかるFATCA関連社債の所持人は、かかる社債がFATCA関連社債であり続ける場合、FATCA関連社債の早期償還を要求し、償還日（かかる通知の発効日から少なくとも10営業日以上後でなければならない。）を明記する

FATCA投資家通知書（以下に定義する。）を交付することができる。CACIBは、FATCA投資家通知書を受領した後、当該FATCA投資家通知書に記載された日にかかるFATCA関連社債を償還する。

本項(d)に従い償還される本社債は、公正市場償還価格により償還される。

本項(d)において、

「FATCA関連社債」とは、(i)当該社債に係る将来における支払についてCACIBがFATCA源泉徴収を行う（直接的かまたは間接的かを問わず、代理人または決済機関を通じて行われることを含むが、これらに限られない。）義務を負い、かつ、(ii)CACIBが利用可能な合理的措置を講じてもかかるFATCA源泉徴収を回避することができないすべての社債をいう。

「FATCA源泉徴収」とは、内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定もしくは当該条項の実施に関連して合意された政府間協定に基づき適用される財政上もしくは規制上の制度、規則もしくは慣行に従って課されるその他の源泉徴収もしくは控除をいう。

「FATCA投資家通知書」とは、FATCA関連社債の所持人が、下記「8 通知」に従ってCACIBに対して行う通知をいう。かかるFATCA投資家通知書の写しは、下記「8 通知」に従い主支払代理人に送付されるものとする。かかる通知は取消不能であり、かつ、本項(d)に基づき支払が行われる銀行口座（または小切手による支払の場合は住所）を指定するものとする。

「FATCA発行者通知書」とは、CACIBが主支払代理人および、（場合に応じて）下記「8 通知」に従って本社債の所持人に行う通知をいう。

「社債の概要」において、

「内国歳入法」とは、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）をいう。

(e) 規制償還または強制転売

CACIBは、かかる本社債の購入時に適格購入者（以下に定義する。）でない米国人（以下に定義する。）またはその代理人が保有する本社債の所持人の費用およびリスクで、随時(i)CACIBが合衆国投資会社法（以下に定義する。）に基づく登録を回避することができるようにかかる本社債の一部もしくはすべてを償還し、または(ii)かかる所持人に対して、本社債を規則144A（以下に定義する。）に従い適格購入者でもある適格機関購入者（以下に定義する。）またはレギュレーションS（以下に定義する。）に従い合衆国外に居住する非米国人へ売却するよう請求する権利を有する。特定の場合にいずれの本社債を上記(i)に従い償還するかまたは上記(ii)に従い売却するかは、CACIBがその単独の絶対的な裁量により決定するものとする。かかる償還は、公正市場償還価格により行われる。

本項(e)において、

「合衆国投資会社法」とは、1940年合衆国投資会社法（その後の改正を含む。）をいう。

「規則144A」とは、合衆国証券法に基づく規則144Aをいう。

「適格機関購入者」とは、規則144Aが規定する適格機関購入者をいう。

「適格購入者」とは、合衆国投資会社法第2条(a)(51)に定義される適格購入者をいう。

「社債の概要」において、

「合衆国証券法」とは、1933年合衆国証券法（その後の改正を含む。）をいう。

「米国人」とは、レギュレーションSにおいて定義される米国人（U. S. Person）をいう。

「レギュレーションS」とは、合衆国証券法に基づくレギュレーションSをいう。

(f) 違法性および不可抗力

CACIBは誠実に以下を決定する場合、本社債の所持人に下記「8 通知」に従い通知することにより本社債をいかなる時でも早期に償還する権利を有する。

(i) 本社債に基づく義務の履行が、あらゆる理由により全部または一部が違法となること

(ii) 本社債に基づく義務の履行が、該当する取引が完結した日（当日を含まない。）の後に発生した不可抗力事由（以下に定義する。）により、実行不可能または不可能となること

本項(f)において、

「不可抗力事由」とは、CACIBの合理的コントロールの及ばない事由をいい、以下に掲げる事由が(A)CACIBの本社債に基づく債務の履行を阻止、制限、遅延またはその他重大な障害となる場合および／または(B)市場その他における本社債に係る取引の決済を重大な範囲で阻止または制限する場合を含むがこれらに限られない。

- a. 政府当局またはその他の法律、規則、規制、判決、命令、指令、法令または重要な法的介入
- b. 戦争（内戦その他）、混乱、軍事行為、騒動、政治的混乱、いかなるテロ行為、暴動、抗議および／または騒乱の発生または宣言
- c. サボタージュ、火災、洪水、爆発、地震、気象もしくは地理的要因による大災害、その他の災難または危機
- d. 金融上、政治上もしくは経済上の事由（国内外の政治、法律、税金または規制条件の変更を含むがこれらに限られない。）またはCACIBのコントロールの及ばないその他の原因もしくは障害

「政府当局」とは、国家、州または政府、その属州またはその他の行政区画、組織、機関または省、税務、金融、外国為替またはその他の当局、法廷、裁判所またはその他の手段、および、政府の執行、立法、司法、規制もしくは行政機能を行使するまたは政府に関するその他の事業体を意味する。

上記本社債の終了後すぐに、CACIBは各本社債について本社債の所持人に対して公正市場償還価格を支払うものとする。支払は下記「8 通知」に従い、本社債の所持人に通知される方法で行われる。

(g) 買入れ

CACIBおよびその子会社（以下に定義する。）は、市場その他において、いかなる価格でも、随時本社債を（ただし、本社債が最終券面の無記名式社債（下記「13 その他 (4) 様式、額面および所有権」に定義する。）（以下「最終無記名券面」という。）である場合は、当該本社債に付されていた支払期日未到来のすべての利札と共に）買入れることができる。CACIBによりまたはCACIBのために買入れられた本社債は、CACIBの選択により、適用される法律に従い、引渡しおよび消却が行われるか、または保持もしくは転売される。

本社債がフランス通貨金融法典第L. 213-5条に規定される債務としての資格を有しない場合、CACIBにより買入れられたかかる本社債は、フランス通貨金融法典第L. 213-0-1条に従い、本社債の流動性を高める目的で買入れられ、所有される。CACIBは、フランス通貨金融法典第D. 213-0-1条に従い、買入れの日から1年を超えて所有することはできない。

本社債がフランス通貨金融法典第L. 213-5条に規定される債務としての資格を有する場合、CACIBにより買入れられたかかる本社債は、フランス通貨金融法典第L. 213-0-1条に従い買入れられ、所有される。CACIBは、フランス通貨金融法典第D. 213-0-1条に従い、かかる本社債を売り出す目的で買入

れの日から60暦日を超えて所有すること、およびその他の目的において1年を超えて所有することはできない。

本項(g)において、

「子会社」とは、あらゆる時点における者もしくは事業体に関し、フランス商法第L. 233-1条に定義されるその他の者もしくは事業体（現存しているか否かを問わない。）、またはフランス商法第L. 233-3条の意味において、CACIBにより直接的もしくは間接的に支配されているその他の者もしくは事業体をいう。本書の日付現在、フランス商法第L. 233-1条の規定は、下記の通りである。

「会社が他の会社の株式資本の半数超を保有する場合、本章において、後者は前者の子会社であるとみなされる。」

本書の日付現在、フランス商法第L. 233-3条の規定は、下記の通りである。

「I. フランス商法第2章の第2部および第4部において、下記の場合、ある会社は他の会社を支配しているとみなされる。

- (i) 直接的または間接的に株式資本の一部を保有しており、これにより当該会社の株主総会において議決権の過半数を保有することとなる場合
- (ii) 会社の利益に反しない株主間契約または出資者間契約に基づき、単独で当該会社の議決権の過半数を保有する場合
- (iii) 保有する議決権により、当該会社の株主総会における決定を事実上支配する場合
- (iv) 会社の株主または出資者であり、当該会社の運営、経営または監督業務上の組織の構成員の過半数を選任または解任させる権限を有する場合

II. ある会社が直接的または間接的に議決権の40%超を保有し、他の株主または出資者が当該会社の議決権を直接的または間接的にそれ以上保有しない場合、かかる会社は支配権を行使しているとみなされる。

III. フランス商法第2章の同部において、共同で行為する2名以上の者が、株主総会での決定を事実上支配している場合、同者は共同で支配しているとみなされる。」

(h) 消却

CACIBにより償還されたすべての本社債は、償還時に当該本社債に付されていたまたは当該本社債と共に引渡された支払期日未到来の利札と共に、直ちに消却されるものとする。消却されたすべての本社債および上記(g)に基づき消却のために買入れられた本社債は、（当該本社債と共に消却された支払期日未到来の利札と共に）主支払代理人に引渡されるものとし、再発行または転売することはできない。

3 支払

(a) 支払方法

本社債に関する支払は（下記の制限の下で）支払受領者が東京に所在する銀行に有する円建口座への入金もしくは送金、または支払受領者の選択により、東京に所在する銀行を支払場所とする円建小切手により行われるものとする。

一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令に服するが、下記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」の規定の適用を妨げない。

(b) 本社債および利札の呈示

最終無記名券面に関する元金の支払は（下記の制限の下で）最終無記名券面の呈示および引渡し（一部支払の場合は裏書き）との引換えのみによって、上記(a)に定める方法で行われ、最終無記名券面に関する利息の支払は、上記の通り（下記の制限の下で）利札の呈示および引渡し（一部支払の場合は裏書き）との引換えのみによって行われるものとし、いずれの場合も、支払代理人の合衆国（本項において、アメリカ合衆国（州およびコロンビア特別区およびその属領を含む。）を意味する。）外の所定の事務所において行われるものとする。

最終無記名券面の様式の本社債の場合、当該本社債は、それに付された支払期日未到来のすべての利札と共に支払のために呈示されなければならないが、かかる呈示がなされない場合には、欠缺した支払期日未到来の利札について支払われるべき金額（一部支払の場合には、支払期日未到来の欠缺利札の総額に、一部支払がなされた金額が支払われるべき金額に占める割合を乗じた額）が支払額から控除される。そのように控除された元金額は、（下記「9 消滅時効」に基づき当該利札が無効になっていると否とを問わず）当該元金額に係る関連日（下記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」に定義する。）の後10年が経過するまでの間いつでも、または（それより遅い場合は）、当該利札の支払期日が到来した日から5年が経過するまでの間いつでも、当該欠缺利札と引換えに上記の方法で支払われる（ただし、それ以後はいかなる場合においても支払われない。）。

最終無記名券面の償還期日が利払日でない場合には、直前の利払日（当日を含む。）または（場合により）利息発生日以降当該本社債について発生した利息（もしあれば）は、当該最終無記名券面と引換えによってのみ支払われるものとする。

無記名式大券により表章される本社債に関する元金および利息（もしあれば）の支払は、（下記の制限の下で）無記名式社債につき上記に定める方法または大券に定める方法により、当該大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに、合衆国外の支払代理人の所定の事務所において行われる。各支払は、当該大券が呈示された支払代理人により当該大券の券面上にまたは（場合により）ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム」という。）の名簿上に、元金の支払と利息の支払とに分けて記録される。

(c) 支払に関するその他の規定

大券の所持人は、当該大券により表章された本社債に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、CACIBは、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に当該大券により表章された本社債の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いCACIBが支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、（場合により）ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ支払を請求しなければならない。

本社債については、CACIBおよびその各支店が単一の法人組織であり、本社債に基づき支払を行う義務は、CACIB全体としての義務となる。

(d) 支払営業日

本社債または利札に関する金額の支払期日が、支払営業日以外の日にあたる場合には、当該本社債または利札の所持人は代わりに当該場所における翌支払営業日に支払を受けることができる。ただし、翌支払営業日が翌暦月である場合には、当該場所におけるその直前の支払営業日に支払を受けることができる。本項(d)に従って支払期日についての調整が行われる場合、本社債または利札に関する当該金額は、かかる調整による影響を受けないものとする。

(e) 一般

計算代理人、CACIB、ディーラー（以下に定義する。）または代理人（下記「13 その他 (2) 代理契約」に定義する。）のいずれも、満期償還価格その他いかなる金額の計算の誤りまたは脱漏についても責任を負わないものとする。

本項(e)において、

「ディーラー」とは、CACIBをいう。

(f) 解釈

「社債の概要」において、本社債に関する元金には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

(i) 下記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」に基づき、元金に関し支払われることのある追加額

(ii) 本社債の満期償還価格

(iii) 本社債の公正市場償還価格

「社債の概要」において、本社債に関する利息には、場合により、下記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」に基づき、利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。

(g) 予定支払通貨停止事由

予定支払通貨停止事由（以下に定義する。）が発生した場合、

(i) 計算代理人は、本社債に関するCACIBの支払義務の全部を、自らが選択するその他の通貨に随時転換することができ、かかる支払義務の全部は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、計算代理人が決定する為替レートで当該通貨（以下「代替支払通貨」という。）に転換される。かかる転換は、下記「8 通知」に従いCACIBが本社債の所持人に対して通知した日時より効力が発生するものとする。転換が行われた場合、(A) 本社債に関するCACIBの支払義務の全部は代替支払通貨建てで支払われ、(B) 本社債の要項はこれに従って解釈され、また(C) 計算代理人はかかる転換を実施するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の修正を行う権限を有する。

(ii) 計算代理人が、上記(i)に従い本社債に関するCACIBの支払義務を転換するまでの間、または計算代理人が転換を行わないことを決定した場合、本社債に関するCACIBの支払義務は、さら

なる措置またはいかなる同意なしに、適用される法律により定まるまたはその他計算代理人が決定する為替レートに基づきその時点でフランスにおいて採用されている通貨に転換されるものとし、本社債の要項はこれに従って解釈されるものとする（例えば、計算代理人がかかる転換を反映するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の変更の実施を含むが、これに限定されない。）。

- (iii) CACIBは、下記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して通知をした上で、その単独の絶対的な裁量により、本社債の全部（一部は不可）を自らが指定する日に早期に償還することができる。各本社債は、代替支払通貨建（適用ある場合）またはその時点でフランスにおいて採用されている通貨建で、公正市場償還価格にて償還されるものとする。

CACIBは、予定支払通貨停止事由の発生時に、予定支払通貨停止事由の発生を下記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知し、かかる通知にはその概要およびこれに関連する対応案を記載するものとする。

本項(g)において計算または決定を行う際、計算代理人は自らが関連するとみなすすべての情報を考慮するが、その他の点ではその単独の絶対的な裁量により行為するものとする。上記にかかわらず、計算代理人は予定支払通貨停止事由の発生後、いかなるシリーズの社債についてもCACIBの支払義務を代替支払通貨に転換する義務を負わない。CACIBおよび計算代理人のいずれも、予定支払通貨停止事由の発生により生じた損失に関して本社債の所持人に対するいかなる責任も負わない。

本項(g)に従いCACIBが行った支払は、有効な支払となり、本社債の債務不履行を構成しないものとする。

本項(g)において、

「予定支払通貨」とは、日本円をいう。

「予定支払通貨停止事由」とは、計算代理人がその単独の絶対的な裁量により、理由の如何を問わず、随時予定支払通貨が法定通貨として存在しなくなったと判断した場合をいう。

4 本社債の地位

本社債および本社債に関する利払は、CACIBの直接、非劣後かつ無担保の債務であり、現在および将来において、本社債相互の間で同順位であり、（上記に従いかつ法律上の一定の例外を除き）CACIBが随時負担する他の一切の無担保債務（劣後債務（もしあれば）を除く。）と同順位である。

5 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）のいずれか1つ以上の事由が発生した場合、本社債の所持人は、主支払代理人の所定の事務所に宛ててCACIBに書面で通知することにより（かかる通知は主支払代理人が受領した時点で有効となる。）、所持人が保有する本社債は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、当該本社債は、呈示、要求、抗議またはその他あらゆる種類の通知を行うことなく、直ちに期限が到来し、その公正市場償還価格が支払われるべきものとなる。

- (a) いずれかの本社債の元金または利息がその支払期日に支払われず、利息の支払についてはかかる不履行が、かかる旨の書面による通知を主支払代理人（主支払代理人は、本社債の所持人の要請に応じ

て直ちにかかる通知を行わなければならない。) からCACIBが受領したときから15日間以上継続した場合。ただし、CACIBが当該期間の満了前にかかる不履行を治癒した場合はこの限りではない。

(b) CACIBが「社債の概要」に基づくその他の債務の履行または遵守を怠り、かつ、(通知が必要でなく、かかる不履行の治癒が不可能な場合を除き) CACIBがかかる不履行を治癒できる場合で、かかる不履行およびかかる不履行の治癒の要求を明記した書面による通知を主支払代理人(主支払代理人は、本社債の所持人の要請に応じて直ちにかかる通知を行わなければならない。) からCACIBが受領したときから60日以内に治癒しなかった場合。

(c) CACIBが全般的に支払期限の到来した債務の支払を中止した場合、CACIBの法律上の清算手続(liquidation judiciaire)もしくは事業全体の譲渡(cession totale de l'entreprise)について判決がなされた場合、CACIBが類似の破産手続もしくは倒産手続の下にある場合、またはCACIBが債権者の利益のために資産の全部もしくは重要な部分に関して権利移譲、譲渡もしくはその他の契約を提案した場合、またはCACIBが清算もしくは解散の決議を採択した場合(ただし、新設合併、吸収合併、その他の事業体への資産の全部または大部分の譲渡に関するもので、その結果、新設事業体、存続事業体または譲受事業体の信用力が、かかる行為の前のCACIBよりも著しく悪化していない場合を除く。)

6 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本社債、利札または代理契約の条項を特別決議(代理契約に定義される。)により修正することを承認することを含む、本社債の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。CACIBまたは本社債の所持人が社債権者集会を招集することができ、本社債の元本残高の10%以上を有する本社債の所持人により書面による要求があった場合、CACIBは社債権者集会を招集するものとする。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本社債の元本残高の50%以上を保有もしくは代表する1名以上の者、その延会においては、保有もしくは代表される本社債の元本金額の如何にかかわらず、本社債の所持人本人もしくはその代理人1名以上の者とする。ただし、本社債または利札の特定の規定の修正(本社債の償還期日もしくは利払日の修正、本社債の元金もしくは利率の減額もしくは取消、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。)を議題とする集会における定足数は、本社債の元本残高の3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本社債の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。(i)社債権者集会で採択された特別決議または(ii)本社債の所持人すべてによりもしくは本社債の所持人すべてのために署名された書面をもって採択された特別決議は、(集会で採択された特別決議の場合には)出席の有無にかかわらず、本社債の所持人すべてを拘束し、また利札の所持人すべてを拘束する。

CACIBは、本社債の所持人または利札の所持人の同意を得ることなく(またかかる本社債の所持人もしくは利札の所持人の個別の事情または特定の法域における税金もしくはかかる修正によるその他の結果を考慮することなく)、以下の点について、本社債の要項、利札または代理契約の修正を実施することができる。

(a) 本社債の所持人の利益に重要な悪影響のない修正および/または

(b) 形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記もしくは脱漏を訂正するため、不完全な規定を是正、訂正もしくは補足するためもしくは(i)法律もしくは規制の強行規定、(ii)CACIBを監督す

る規制当局の規則もしくは要求もしくは(iii)本社債が上場され得る証券取引所の要求に従うための修正

かかる修正は、本社債の所持人および利札の所持人を拘束する。また、かかる修正後は、下記「8 通知」に従い本社債の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

7 課税上の取扱い

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

(1) フランスの租税

本社債および利札に係る元金および利息の支払はすべて、課税管轄地域によりまたはそれに代わって、現在または将来において課されまたは賦課されるあらゆる性質の税金または賦課金を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる（ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合（以下「グロスアップ事由」という。）を除く。）。

グロスアップ事由が発生した場合、CACIBはフランスの法律により認められる最大限の範囲で、本社債の所持人または利札の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本社債の元金または利息の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債または利札について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の場合には支払われないものとする。

- (i) 支払のためにフランスで本社債または利札が呈示された場合
- (ii) 本社債または利札を保有する以外に、課税管轄地域と何らかの関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金を負担する所持人またはかかる所持人を代理する第三者に対する場合
- (iii) 居住申告または非居住申告を含む（これに限定されない。）申告またはその他の表明を行えば、源泉徴収または控除を免除されたであろうが、怠った所持人によりまたはその者に代わって支払のために本社債または利札が呈示された場合
- (iv) 関連日（以下に定義する。）後30日を過ぎて支払のために本社債または利札が呈示された場合（ただし、本社債の所持人または利札の所持人がかかる30日目（かかる日が支払営業日であったと仮定すれば）に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）
- (v) EU加盟国内の別の支払代理人に本社債または利札を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう所持人によりまたはその者に代わって支払のために本社債または利札が呈示された場合
- (vi) 所持人がフランスの一般租税法典（Code général des impôts）第238-0 A条の意義の範囲内における非協調国または地域に所在しもしくは設立されているかまたは口座を開設している場合

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「課税管轄地域」とは、フランスまたはその行政区画もしくは課税当局をいう。

「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに主支払代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「8 通知」に従い本社債の所持人に対してなされた日をいう。

本社債に係る支払からの控除もしくは源泉徴収または本社債に関連する控除もしくは源泉徴収が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定およびこれに基づく合衆国財務省規則（以下「FATCA」という。）に関連した合衆国内国歳入庁との協定、合衆国とフランス、ガーンジー、ルクセンブルグまたはその他の法域の間のFATCAに関する政府間協定またはFATCAもしくは政府間協定を実施するもしくはそれらに関連するいずれかの法域における法律、規則もしくはその他公式のガイドラインに基づいて課されたものである場合、CACIBまたはいかなる支払代理人も、かかる控除または源泉徴収を理由とする追加額の支払を行わないものとする。

各所持人は、租税の分野における行政協調に関するEU理事会指令第2011/16/EU号（EU理事会指令第2014/107/EU号により修正）により主支払代理人に課された確認および報告義務を遵守するために、要求される情報を、適時に主支払代理人へ提供する責任を有するものとする。

(2) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、国税と地方税が源泉所得税として課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離税を選択することができる。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、国税が源泉所得税として課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができる。また、日本国の内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

なお、日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債の利息、譲渡益および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。

8 通知

本社債に関するすべての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。かかる新聞への掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、最初に掲載された日付、または複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求されるすべての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

最終券面が発行されるまでは、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために本社債を表章している大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本社債の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよび／またはクリアストリームへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームに通知がなされた日からユーロクリアおよび／またはクリアストリームにおける1営業日後に本社債の所持人になされたものとみなされる。

本社債の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本社債と共に主支払代理人に預託するものとする。大券が各本社債を表章している間も、本社債の所持人は、（場合により）主支払代理人および／またはユーロクリアおよび／またはクリアストリームが認める方法で、（場合により）主支払代理人および／またはユーロクリアおよび／またはクリアストリームにかかる通知を行うことができる。

9 消滅時効

本社債および利札は、それぞれの関連日から元本の支払については10年、利息については5年の期間内に元本および／または利息に関して請求がなされない場合は失効する。

10 情報開示の誓約

各本社債の所持人（本社債が名義人によりまたは決済機関において保有されている場合は、本社債の実質所有者）は、本社債もしくは本社債に係る権利を引き受けることまたは本社債もしくは本社債に係る権利を購入することにより、以下の事項に同意する。

- (a) 法務、税務または規制上の事項に関して、CACIB（またはCACIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類（CACIBに随時適用される法務、税務および規制上の要件にCACIBが従うために必要な情報または望ましい情報を含む。）をCACIB（またはCACIBのために行為する代理人）に対して提供すること。
- (b) 本社債の所持人の身元および当該所持人またはその後継の譲受人が本社債の購入にあたり使用する支払源を確認するためにCACIB（またはCACIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類をCACIB（またはCACIBのために行為する代理人）に対して提供すること。

(c) CACIB（またはCACIBのために行為する代理人）が、適用される銀行秘密法および関連する秘密保持規定に従い、(i)かかる情報および書類ならびに本社債に対する投資に関するその他の情報を関連する政府当局、銀行監督当局、税務当局その他の規制当局に提供し、(ii)適用される法律または規制に従うために（あらゆる場合において、CACIBまたはその個別の代理人の単独の裁量により）必要または有用と考えられるその他の措置を講じ得ること。

11 準拠法および裁判管轄

本社債、利札およびこれらに起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。ルクセンブルグ会社法の第84条から第94-8条までの規定を含まない。

CACIBは、本社債の所持人および利札の所持人のために、英国の裁判所が本社債および／もしくは利札から生じ、または本社債および／もしくは利札に関して生ずるあらゆる紛争（本社債および／もしくは利札に起因してまたは本社債および／もしくは利札に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本社債および利札から生じ、または本社債および利札に関して生じる訴訟または手続（以下総称して「訴訟手続」という。）（本社債および／もしくは利札に起因してまたは本社債および／もしくは利札に関連して生じる非契約的債務に関する訴訟手続を含む。）をかかると裁判所に提起しなければならないことに合意する。

CACIBは、かかる訴訟手続の裁判管轄をかかると裁判所に置くことに対する現在または将来における異議申立ておよびかかる訴訟手続が不都合な法廷地で提起されたとの主張を、ここに取消不能の形で英国の管轄裁判所に提出し、放棄すると共に、英国の裁判所に提起されたかかる訴訟手続における判決が終局的なものであり、CACIBに対して拘束力を有し、他の法域における裁判所においても執行可能であることに關し、ここに取消不能の形で合意する。

本社債の条項を実施するための1999年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与されないが、同法とは無関係に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済手段に影響を及ぼすものではない。

CACIBは、現在英国ロンドン市 EC2A 2DA、アポルド・ストリート5、ブロードウォーク・ハウスに事務所を有するクレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店を送達代理人に任命し、クレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店が送達代理人としての職務の遂行を停止したときまたは英国に事務所を有さなくなったときは訴訟手続に関する英国における送達代理人として他の者を任命することを約束する。本項の内容は、法律により認められる他の方法で訴状等の送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

CACIBは、代理契約、捺印証書およびディード・オブ・コベナントに関して、英国の裁判所の管轄に服しており、かつ、上記と実質的に同様の条件で送達代理人を任命している。

「社債の概要」の規定が無効となった場合であっても、その他の規定の有効性に何らの影響を及ぼすものではない。

12 ベイルイン

(1) 承認

本社債のシリーズのその他の条項またはクレディ・アグリコル・CIBおよび本社債の所持人の間のその他の契約、取決めまたは合意にかかわらず、本社債を取得することにより、各本社債の所持人（本12項において、本社債の各実質的保有者を含む。）は、以下について承認し、受諾し、同意し、合意する。

(a) 関連破綻処理当局（以下に定義する。）によるベイルイン権限（以下に定義する。）の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）に服すること。

(i) 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額

(ii) 本支払金額の全部または一部の、クレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（それにとまう本社債の所持人に対するかかる株式、有価証券または債務の発行）（本社債の条項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債の所持人は、本社債に基づく権利の代わりに、クレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者のかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務を受領することに同意する。

(iii) 本社債の消却

(iv) 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期日の変更（支払を一時的に停止することによるものを含む。）、および

(b) 本社債の条項は、関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること。

本12項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性規制監督・破綻処理機構（以下「ACPR」という。）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、および／または、その時々においてベイルイン権限を行使する権限を有し、またはベイルイン権限の行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）を意味する。

「規制対象会社」とは、2015年8月20日付政令により改定されたフランス通貨金融法典第L. 613-34条第I項に規定される会社を意味し、一定の金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

「ベイルイン権限」とは、金融機関および投資会社の再生ならびに破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会および欧州理事会の指令第2014/59/EU号（その後の改正を含み、以下「BRRD」という。）の国内法制化に係る、フランスの有効な法律、規制、規則または要件（2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（金融関連EU指令等の実施に必要な国内法令を整備するための諸規定に関する政令）（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定めるとともに規則（EU）1093/2010号を改正する2014年7月15日付の欧州

議会および欧州理事会規則（EU）806/2014号（その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）に基づくもの、またはその他フランス法に基づき生じたものを含むがこれに限定されない。）、ならびにいずれの場合もそれらに従って制定された命令、規則および基準であって、それらに準拠して規制対象会社（もしくはその関連会社）の債務の（一部または全部の）減額、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らかの改定、または規制対象会社（もしくはその関連会社）の有価証券の、かかる規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々が存在する権限を意味する（破綻処理における措置後のベイルイン手法の実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額もしくは転換権限の実施またはその他に関連しているかを問わない。）。

「本支払金額」とは、適用される「社債の概要」に従った、本社債に基づく支払をいう。

(2) 利息およびその他の支払金額の残高の支払

本支払金額の返済または支払がそれぞれ期日を迎える時点においてクレディ・アグリコル・CIBまたはクレディ・アグリコル・グループ企業に適用あるフランスおよび欧州連合における有効な法令に基づきクレディ・アグリコル・CIBが当該返済または支払を行うことが許される場合を除き、クレディ・アグリコル・CIBに関する関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使後は、いかなる本支払金額の返済または支払も支払期限が到来せず、支払もなされないものとする。

(3) 債務不履行事由を構成しないこと

クレディ・アグリコル・CIBに関する関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額のクレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使は、いずれも債務不履行の事由には該当せず、またその他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、また、かかる本社債の所持人に対して救済（衡平法上の救済を含む。）

（当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらすものではないものとする。

(4) 本社債の所持人への通知

関連破綻処理当局により本社債に関するベイルイン権限が行使された場合、クレディ・アグリコル・CIBは、当該ベイルイン権限の行使について、上記「8 通知」に従い、可能な限り速やかにかかる本社債の所持人に対して書面により通知する。また、クレディ・アグリコル・CIBは、かかる通知の写しを情報提供のため主支払代理人に交付するものとするが、主支払代理人は、かかる通知にかかる本社債の所持人に送付する義務を負わないものとする。クレディ・アグリコル・CIBが通知を遅滞した場合、またはかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、ベイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記(1)に記載される本社債に対する効力に影響を及ぼさない。

(5) 代理人の義務

関連破綻処理当局によりペイルイン権限が行使された場合に、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使に関連して(a)代理人は本社債の所持人からいかなる指示も受ける必要がなく、(b)代理人は代理契約に基づきいかなる義務も課されていないことについて承認し、受諾し、同意し、合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の完了後、引き続き未償還の本社債がある場合（例えば、ペイルイン権限の行使の結果、本社債の元金の一部の減額しかされなかった場合）、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人が代理契約の改定に従って合意する場合その合意の範囲内で、代理契約に基づく代理人の義務は、かかるペイルイン権限の行使の完了後も、引き続き本社債に関して適用があるものとする。

(6) 按分

関連破綻処理当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、代理人がクレディ・アグリコル・CIBまたは関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、ペイルイン権限に基づいて関連シリーズの本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(7) 包括的条項

本12項に定める事項は、上記の事項につき唯一網羅的なものであり、クレディ・アグリコル・CIBおよび本社債の所持人間のその他のいかなる契約、取決めまたは合意をも除外するものとする。

13 その他

(1) 代わり社債券および代わり利札

本社債または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、主支払代理人の所定の事務所に於いて、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、CACIBが合理的に要求する証拠および補償の提出を条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本社債または利札については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 代理契約

本社債および利札は、CACIB、発行代理人兼主支払代理人兼銀行代理人としてのCACEISバンク ルクセンブルグ支店（以下「主支払代理人」（承継者たる主支払代理人を含む。）および契約に記載されるその他支払代理人（主支払代理人と共に、以下「支払代理人」または「代理人」と総称され、追加のまたは承継者たる支払代理人を含む。））およびその他の当事者との間の2018年5月9日付の改定代理契約（かかる代理契約は随時改訂および／または補足および／または修正される。以下「代理契約」という。）に従い、その利益を享受する。

(3) 承継

(a) 承継に関する前提条件

本社債に関連して、CACIB（かかる用語は、本項(3)においてのみ、本項(3)に基づき承継した前任者を含む。）は、本社債の所持人の同意なしに、主要な債務者としてCACIBに指名された他の会社（以下「承継債務会社」という。）に代替および承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (i) (A)承継債務会社は、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の捺印証書を作成するものとし、当該書類の下で、承継債務会社は、CACIBに代わり、本社債の主要な債務者として、本社債、代理契約およびディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、各本社債の所持人（かかる用語は、本項(3)においてのみ、利札の所持人を含む。）のために、「社債の概要」ならびに代理契約およびディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、(B)CACIBは、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の保証状を作成するものとし、それに基づきCACIBは、主要な債務者として承継債務会社の支払うべき金額の全額の支払を、各本社債の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証し、また(C)承継債務会社およびCACIBは、承継が完全な効力を有するために必要なその他の書類（もしあれば）（上記捺印証書および保証状とあわせて以下「書類」という。）を作成する。
- (ii) 上記(i)または下記(iii)の一般性を害することなく、承継債務会社が、フランス以外の領土において税務の観点から設立、所在または居住している場合、本社債の所持人が、承継により、かかる承継が行われなかった場合よりも不利な立場とならないために、書類は、承継債務会社による誓約および／または各本社債の所持人が誓約による利益を確実に受けるために必要な上記「7 課税上の取扱い (1) フランスの租税」の条項（フランスに関する内容については、承継債務会社が税務の観点から設立、所在または居住する1つまたは複数の領土に関する内容に承継することができる。）に相当する表現のその他の条項を含むものとする。
- (iii) 書類は、承継債務会社およびCACIBによる以下の表明および保証を含むものとする。(A)承継債務会社およびCACIBは、かかる承継ならびに承継債務会社およびCACIBの義務に関するCACIBによる保証の付与ならびに書類に基づく承継債務会社およびCACIBのそれぞれの義務の履行に必要な一切の政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意がすべて完全に有効であること。(B)書類に基づいて各承継債務会社およびCACIBが各々負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って適法であり、有効かつ拘束力を有していること。
- (iv) 承継債務会社は、主支払代理人に対し、主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨の意見書であり、CACIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (v) CACIBは、主支払代理人に対し、主要な法律事務所からCACIBを代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継

債務会社に関してCACIBにより付与された保証を含む。)が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有するCACIBの義務を構成する旨の意見書であり、CACIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。

- (vi) CACIBは、主支払代理人に対し、英国の主要な法律事務所から提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類(該当する場合、承継債務会社に関してCACIBにより付与された保証を含む。)が作成された場合、書類は英国法上適法であり、有効かつ拘束力を有する当事者らの義務を構成する旨の意見書であり、CACIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (vii) 承継債務会社は、本社債に起因しまたはこれらに関連して生じる訴訟または法的手続に関して、承継債務会社に代わり送達を受ける英国の代理人として、上記「11 準拠法および裁判管轄」においてCACIBにより任命された送達代理人または英国に事務所を有する他の者を任命していること。

(b) 承継債務会社による引受け

上記(a)(i)に定める書類が作成された場合で、かかる条項のその他の要件が満たされた場合、(A)承継債務会社は、CACIBに代わり、主要な債務者として本社債にその名称が記載されたものとみなされ、(B)これに基づき、本社債、ディード・オブ・コベナントおよび代理契約は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされ(文脈上、許される場合、フランスに関する内容については、承継債務会社が設立された地域に関する内容に承継させることを含む。)、(C)CACIBは、本社債について主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本社債が未償還であり、かつ承継債務会社またはCACIBに対して本社債または書類に関し本社債の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、主支払代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社およびCACIBは、各本社債の所持人が、本社債または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「8 通知」に従って、本社債の所持人に対して通知するものとする。疑義を避けるため付言すると、かかる通知が送付されなかった場合も、承継は無効とはならない。

(e) 税効果

かかる変更または承継のかかる権利に関連して、CACIBは、目的を問わず、特定の地域に住所を置くもしくは居住しているもしくはその他特定の地域と関係を有しているまたは特定の地域の裁判管轄に服することにより生じる本社債の所持人である個人に対するかかる権利の行使の効果を考慮す

る義務を負わず、また本社債の所持人は、かかる変更または承継によるかかる本社債の所持人に対する税効果に関するいかなる補償または支払もCACIBに要求する権利を有しないものとする。

(4) 様式、額面および所有権

本社債は、無記名式（以下「無記名式社債」という。）であり、（最終券面の場合は）社債券番号が付され、インドネシアルピア建てで、各社債券の額面金額は10,000,000インドネシアルピアである。最終無記名券面は、利札付で発行される。

以下に記載される条件に従って、本社債および利札の所有権は、受渡により移転する。CACIBおよびいずれの代理人も（支払期日が到来しているか否かを問わず、また、本社債もしくは利札の所有に係る注記、券面上の記載または本社債もしくは利札の以前の紛失もしくは盗失の注記にかかわらず）本社債または利札の持参人を（法律に別段の定めがない限り）その完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

いずれかの本社債がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている無記名式大券により表章されている間は、当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に特定の額面金額の当該本社債の所持人として登録されている者（ユーロクリアおよびクリアストリームを除く。）（この場合、いずれかの者の口座に貸記されているかかる本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りまたは立証された誤りがある場合を除き、すべての点において最終的で拘束力を有する。）は、CACIBおよび代理人によりすべての点（本社債の額面金額に係る元利金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、無記名式大券の所持人が、CACIBおよび代理人により額面金額の当該本社債の所持人として取り扱われるものとし、「本社債の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本社債の所持人として取り扱われる。

無記名式社債は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSに依拠して米国外で発行される。

本社債は、無記名式、かつ当初仮大券の形態で発行され（以下「仮無記名大券」という。）、当該仮無記名大券はランシェの当初の発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通保管機関に引き渡される。

無記名式社債が仮無記名大券によって表章されている間は、交換日（以下に定義する。）より前に支払期日の到来する本社債に係る元金、利息（もしあれば）およびその他の支払は、合衆国財務省規則により定められている通り、かかる無記名式社債の持分の実質所有者が米国人でなくかつ米国人に転売するために購入した者でないことの証明書（様式は後に提供される）をユーロクリアおよび／またはクリアストリームが受領し、さらに場合により、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームが（受領した証明書に基づく）かかる証明書を主支払代理人に交付した場合に限り行われる。

仮無記名大券発行後40日目の日（以下「交換日」という。）以後、かかる仮無記名大券の持分は、証明書が既に交付されている場合を除き、上記の証明書と引き換えに、同シリーズの恒久無記名大券の持分と（手数料なしで）要求に応じて交換される。ただし、米国における購入者および一定の米国人は、最終無記名券面を受領することはできない。仮無記名大券の所持人は、正当な証明を行ったにもかかわらず、仮無記名大券の恒久無記名大券の持分または最終無記名券面との交換が不当に留保ま

たは拒絶された場合を除き、交換日以降、支払期日を迎えた利息、元金またはその他の金額の支払を受ける権利を有しない。

恒久無記名大券の元金、利息（もしあれば）またはその他の金額の支払は、証明書を要せずに、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームを通じて行われる。

恒久無記名大券は、交換事由（以下に定義する。）が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を利札付の最終無記名券面と（手数料なしで）交換される。「交換事由」とは、(i)債務不履行事由が発生し、継続しているとき、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリームの双方が、連続する14日間業務を停止し（法律等に基づく休日を理由とする場合を除く。）、恒久的に業務を停止する意向を表明し、もしくは実際に恒久的に業務を停止した旨の通知をCACIBが受け、かつ、いずれの場合も後継の決済機関がないとき、または(iii)CACIBの所在地における法改正により、本社債が最終無記名券面の様式の本社債により表章されていたなら被らなかつたであろう、不利益な税務効果をCACIBが被るかもしれないこととなるときをいう。CACIBは、交換事由が発生した場合、本社債の所持人に対し、上記「8 通知」に従い直ちに通知を行う。交換事由が発生した場合、（かかる恒久無記名大券の持分の所持人の指示に従い行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリームは、主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができ、上記(iii)に規定される交換事由が発生した場合には、CACIBも主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができる。かかる交換は、主支払代理人が最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

次の文言が、すべての無記名式社債およびかかる無記名式社債に関連するすべての利札に記載される。

「本証券を保有する合衆国人は、内国歳入法（その後の改正を含む。）第165(j)条および第1287(a)条に定める制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、米国の本社債の所持人が、一定の例外を除き、無記名式社債または利札に関する損失を税務上控除することができず、また、かかる社債または利札に係る売却、処分、償還または元金の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

恒久無記名式の大券により表章される本社債はその時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

(5) 代理人

(a) 一般事項

支払代理人およびその当初の所定の事務所は、以下の通りである。

支払代理人

CACEISバンク ルクセンブルグ支店

(CACEIS Bank, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2520、アレ・シャファー5番

(5, Allée Scheffer, L-2520 Luxembourg)

CACIBは、以下のすべての条件を満たす場合には、代理人の指名を変更もしくは終了させる権利および／または追加のもしくはその他の代理人を指名する権利および／または代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) 主支払代理人を常置すること

(ii) ヨーロッパ大陸内の管轄区域に支払代理人を常置すること

変更、終了、指名または移行は、上記「8 通知」に従って、本社債の所持人に対する30日以上の上の事前の通知がなされた後にのみ（支払不能の場合には直ちに）効力を生じるものとする。

代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、CACIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人または利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人または利札の所持人と代理または信託の関係を有しない。代理契約には、代理人が合併もしくは変更した事業体、代理人が統合した事業体または代理人が承継者たる代理人となるためその資産のほぼすべてを譲渡した事業体を許可する条項も含まれている。

(b) 計算代理人

CACIBは、本社債が未償還である限り、1名以上の計算代理人を常置するものとする。本社債に複数の計算代理人が選任される場合、本社債の要項における計算代理人に関する言及は、各計算代理人が本社債の要項の規定に従いそれぞれ職務を果たすものと解釈される。

計算代理人が代理人として行為できないもしくはそのつもりがない場合、または計算代理人が本社債の要項もしくは計算代理契約により課される職務もしくは義務の遂行に失敗した場合、計算代理人は速やかにCACIBおよび代理人に通知するものとし、CACIBは、（下記記載の市場に積極的に参入している事務所を通じて活動している）計算代理人により行われる計算または決定に最も密接に関連している銀行間市場（または適切な場合、金融、スワップもしくは店頭指数オプション市場）に従事している大手銀行または金融機関をその代理として指名するものとする。計算代理人は、承継者を指名することなしにその職務を退くことはできない。

疑義を避けるため付言すると、上記規定は、あらゆる社債に関して、CACIBが計算代理人として行為するよう関連会社を指名することを妨げるものではない。

計算代理人が何らかの理由で利息計算期間における利率または利息を決定または計算しない場合、CACIBがその行為を行う（またはそれに代わり代理人を指名する）ものとし、かかる決定および計算は、計算代理人によりなされたものとみなされる。その際、CACIBは、すべての状況において、自らの意見でその行為を行うことができ、また他のあらゆる点において誠実かつ合理的とみなされる方法により行為する範囲において、上記「1 利息」および「3 支払」の規定を、必要な修正を加えて適用するものとする。

CACIBは、計算代理契約に従いあらゆる時点において計算代理人の指名を変更または取り消す権利を留保する。ただし、本社債の要項により必要とされる場合で、計算代理人が常に存在するときに限る。計算代理人の指名の取消に係る通知は、上記「8 通知」に従い本社債の所持人に通知される。

社債の各シリーズに関連して、計算代理人（それがCACIB、関連会社またはその他の事業体であるかを問わない。）は、CACIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人または利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人もしくは利札の所持人と代理または信託の関係を有しない。

計算代理人は、CACIBの同意を得て、適切と認められる第三者に義務または職務を委任することができ、かかる委任による決定または計算は、計算代理人による決定または計算とみなされる。

「社債の概要」において、

「関連会社」とは、ある事業体（以下「第一事業体」という。）に関して、第一事業体により直接的もしくは間接的に支配（以下に定義する。）されている事業体、第一事業体を直接的もしくは間接的に支配している事業体または第一事業体と共通の支配下にある事業体をいう。なお、ここで、「支配」とは、事業体の議決権の過半数の所有を意味する。

(c) 決定

別段の記載がある場合を除き、本社債の要項におけるすべての決定および計算は計算代理人によってなされる。

本社債の要項に従ってCACIBおよび／または計算代理人によってなされた決定、判断または修正は、明確な定めがない限り、（明白な誤りがある場合を除き）最終的なものであり、CACIB、代理人および本社債の所持人に対して拘束力を有する。

とりわけ、上記「1 利息」および「2 償還および買入れ」に記載される規定のために、付与、表示、行為または取得される証明書、連絡、意見、決定、計算、引用および判定は、代理人もしくは（該当する場合）計算代理人またはCACIBにより成されたか否かにかかわらず、（明白な誤りがある場合を除き）CACIB、主支払代理人、計算代理人（該当する場合）、その他支払代理人ならびにすべての本社債の所持人および利札の所持人に対して拘束力を有し、また、かかる規定に従った権限、義務および裁量の行使または不行使に関して、CACIB、本社債の所持人または利札の所持人に対して負う責任は、（明白な誤りがある場合を除き）主支払代理人または（該当する場合）計算代理人に対しては帰属しない。

本社債の要項に従い決定、判断または修正を行う際、CACIBおよび／または計算代理人は、個別の本社債の所持人（その数を問わない。）に特有の状況により発生する利益を考慮せず、とりわけ、特定の地域もしくはその政治的地域区分における裁判管轄にいかなる目的により住居を定めもしくは居住し、またはそうでなければ関係もしくは属することに起因する個別の本社債の所持人（その数を問わない。）についての決定の結果を考慮しないが、考慮しない要素はこれに限られない。また、計算代理人または本社債の所持人は、CACIB、計算代理人またはその他の者より、個別の本社債の所持人に対する課税上の取扱いに係る決定に関する補償または支払を請求する権利を有しない。

別段の記載がある場合を除き、および下記に従い、CACIBまたは計算代理人は、その単独の絶対的な裁量により行為する権利を有し、誠実に行為をするものとする。計算代理人が、本社債の要項に基づき管理機関／ベンチマーク事由（以下に定義する。）により行動し、決定し、判断を下すことを要求される場合にはいつでも（下記「14 為替リンク債に関する特別規定」におけるこれに反する規定にかかわらず）、(i) 誠実で、商業的に合理的な方法により、および関連市場情報（以下に定義する。）を参照することにより、ならびに(ii) (A) 適用されるフォールバックに従って、関連ベンチマーク（以下に定義する。）を決定するための適用される法律または規制に基づき、いかなる時も非合法になっておらず、もしくはなることがなく（もしくはかかる時点において決定がなされる場合には非合法とならない。）、(B) 適用されるフォールバックに従って、関連ベンチマークを決定するために適用される許可要件に違反することなく（もしくはかかる時点において決定がなされる

場合にはかかる許可要件に違反しないこととなる。）、または(C)計算代理人、CACIBまたはその関連会社が重要な追加規制義務の対象とならない方法により、これを行う。

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「管理機関／ベンチマーク事由」とは、商業的に合理的な方法により行動する計算代理人による、以下の事由のいずれかが発生したまたは発生するというベンチマーク公開情報に基づく決定をいう。

- (i) 非承認事由
- (ii) 棄却事由、または
- (iii) 停止／撤回事由

およびかかる決定のCACIBへの通知。

「管理機関破産」とは、関連ベンチマークの管理機関について、以下に掲げる事由のうち1つの事由が発生することをいう。

- (i) 当該管理機関が解散すること（新設合併または吸収合併に従った解散を除く。）
- (ii) 当該管理機関が倒産すること、またはその債務を支払うことができないこともしくは支払期限が到来した債務を支払わないこともしくは全般的な支払不能を書面により認めること
- (iii) 当該管理機関がその債権者との間で、またはその債権者の利益のために、全般的な譲渡、和議もしくは和解を行うこと
- (iv) (A) 当該管理機関が、債権者の権利に影響を与える倒産もしくは破産の決定もしくは破産法、倒産法もしくはその他同様の法律に基づくその他の救済を求める訴訟を提起すること、もしくは当該管理機関に対して当該管理機関が設立もしくは組織された法域もしくはその本社もしくは本店が所在する法域において倒産、民事再生もしくは規制に係る主要な管轄権を有する規制機関、監督機関もしくは類似の公的機関により債権者の権利に影響を与える倒産もしくは破産の決定もしくは破産法、倒産法もしくはその他同様の法律に基づくその他の救済を求める訴訟が提起されること、もしくは当該管理機関もしくは当該規制機関、監督機関もしくは類似の公的機関により当該管理機関の清算の申立てが行われること、または
- (B) 当該管理機関に対して債権者の権利に影響を与える倒産もしくは破産の決定もしくは破産法、倒産法もしくはその他同様の法律に基づくその他の救済を求める訴訟が提起されていること、または当該管理機関の清算の申立てが行われ、かつかかる訴訟の提起もしくは申立てが上記(A)に規定されていない個人もしくは事業体によりなされており、(I)倒産もしくは破産の決定もしくは救済命令の開始もしくは当該管理機関の清算の命令の発令をもたらすまたは(II)いずれの場合もかかる提起もしくは申立てから15日以内に取下げ、免責、延期もしくは抑制が行われないこと
- (v) 当該管理機関の清算または公的管理に係る決議が採択されていること（新設合併または吸収合併に従った決議を除く。）
- (vi) 当該管理機関が自身もしくは自身のすべての資産もしくは実質的にすべての資産の管理者、暫定清算人、財産保管人、保全管理人、管財人、カストディアンもしくはその他類似の公職者の選任を求める、または選任の対象となること

- (vii) 当該管理機関が自身のすべての資産もしくは実質的にすべての資産の所有権を担保権者に引き渡す、または自身のすべての資産もしくは自身の実質的にすべての資産に差し押さえ、執行、押収もしくはその他法的手続が実行もしくは提起される、もしくは自身のすべての資産もしくは自身の実質的にすべての資産に対して差し押さえ、執行、押収もしくはその他法的手続が実行もしくは提起されること、かつ当該担保権者が所有権を維持する、またはいずれの場合も15日以内にかかる手続の取下げ、免責、延期もしくは抑制が行われないこと
- (viii) 当該管理機関が、適用されるいずれかの法域における法律に基づき、上記(i)から(vii)までに規定される事由(いずれの事由も含まれる。)に類似した影響を与える事由を惹起しまたはその対象となること
- (ix) 当該管理機関が前述の行為を遂行する、または前述の行為についての同意、許可もしくは黙諾を示す行動を取ること

「関連市場情報」とは、ある決定に関して、以下に掲げる種類の情報のうち1または複数を含むがこれに限られない、関連する情報をいう。

- (i) 1または複数の第三者から提供される、代替ベンチマーク、関連レート、価格、利回り、利回り曲線、ボラティリティ、スプレッド、コリレーションまたは関連する市場におけるその他の関連する市場情報を含むがこれらに限られない、関連する市場における関連する市場情報から構成される情報、または
- (ii) かかる情報が、計算代理人が同様の取引の調整または評価に使用する情報と同じ種類の場合、内部のソース(いずれかの計算代理人の関連会社を含む)から得られる上記(i)で規定される種類の情報。

上記(i)に従って市場情報を提供する第三者は、中央清算機関、取引所、関連する市場におけるディーラー、関連する商品のエンド・ユーザー、情報ベンダー、ブローカーおよびその他の知られた市場情報のソースを含むが、これらに限られない。

「関連ベンチマーク」とは、本社債のシリーズに関して、参照為替レートをいう。

「棄却事由」とは、本社債のシリーズおよび関連ベンチマークについて、管轄権を有する関連当局またはその他の関連する公的組織が、いずれの場合においても、関連ベンチマークまたは関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーに関連して、CACIB、計算代理人またはその他の事業体が本社債に基づくまたは本社債に関するそれぞれの義務を履行できるように適用される法律または規制に基づき要求される、授權、登録、認識、是認、同等の決定、承認または公的登録への組入れの申請を棄却または拒絶することをいう。

「停止／撤回事由」とは、本社債が構成するシリーズおよび関連ベンチマークについて、

- (i) 管轄権を有する関連当局またはその他の関連する公的組織が、関連ベンチマークまたは関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーに関連して、CACIB、計算代理人またはその他の事業体が本社債に基づくもしくは本社債に関するそれぞれの義務を履行できるように適用される法律または規制に基づき要求される、授權、登録、認識、是認、同等の決定もしくは承認を停止または撤回すること、または
- (ii) 適用される法律または規制に基づき、かかる登録への組入れがCACIB、計算代理人またはその他の事業体が本社債に基づくもしくは本社債に関するそれぞれの義務を履行できるように要

求される場合において、関連ベンチマークまたは関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーが公的登録から除外されることをいう。

疑義を避けるために付言すると、かかる授権、登録、認識、是認、同等の決定または承認が停止され、または公的登録への組入れが撤回された場合であって、かかる停止もしくは撤回の時点で、かかる停止または撤回の期間中、本社債について関連ベンチマークの継続的な提供および使用が適用される法律または規制に基づき許可された場合には、停止／撤回事由は発生しないものとする。

「特定公的ソース」とは、ブルームバーグ、ロイター通信社、ダウジョーンズ・ニュースワイヤー、ウォールストリートジャーナル、ニューヨーク・タイムズ、日本経済新聞、朝日新聞、読売新聞、フィナンシャル・タイムズ、ラ・トリビュン、レゼコー、オーストラリア・フィナンシャル・レビューおよび後継出版物、関連ベンチマークの管理機関またはスポンサーが設立または組織される国におけるビジネス・ニュースの主要なソースおよびその他の出版または電子配信される国際的に認められたニュース・ソースのそれぞれをいう。

「非承認事由」とは、本社債のシリーズおよび関連ベンチマークについて、

- (i) 関連ベンチマークまたは関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定または承認が得られていないこと、または
- (ii) 関連ベンチマークまたは関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーが公的登録に組み入れられていないこと

をいい、いずれの場合においても、適用される法律または規制に基づき、CACIB、計算代理人またはその他の事業体为本社債に基づくもしくは本社債に関するそれぞれの義務を履行できるように要求されるものをいう。疑義を避けるために付言すると、その授権、登録、認識、是認、同等の決定または承認の停止を理由として、関連ベンチマークまたは関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーが公的登録に組み入れられていない場合であって、かかる停止の時点において、かかる停止の期間中、本社債のシリーズについて関連ベンチマークの継続的な提供および使用が適用される法律または規制に基づき許可された場合には、非承認事由は発生しないものとする。

「ベンチマーク公開情報」とは、管理機関／ベンチマーク事由に関して以下のいずれかまたは両方をいう。

- (i) (A) 関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーまたは(B) 関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーの監督もしくは関連ベンチマークの規制に責任を負う国家、地域もしくはその他の監督当局もしくは規制当局から受領するまたはそれらにより公表される情報。ただし、上記(A)および(B)に規定される種類の情報が公開されていない場合には、かかる情報の機密保持に関連する法律、規制、契約、合意またはその他の制限に違反することなく公開され得る場合に限り、その情報はベンチマーク公開情報を構成することができる。または、
- (ii) 特定公的ソースにおいて公表された情報（かかる情報を取得するために読者または利用者が手数料を支払うかどうかを問わない。）

上記(i)に規定される種類の情報に関連して、計算代理人は、かかる情報は、かかる情報の機密保持に関する法律、規制、契約、合意またはその他の制限に違反することなく計算代理人またはその関連会社に開示されたものであり、かかる情報を提供する当事者がいかなる措置も講じておらず、管理機関もしくはスポンサーまたは当該国家、地域もしくはその他の監督当局もしくは規制当局と

の間でかかる情報を計算代理人もしくはその関連会社に開示することにより違反されるまたはかかる開示を妨げるいかなる契約または合意も締結していないとみなすことができる。

(6) 追加発行

CACIBは、本社債の所持人または利札の所持人の同意を得ることなく、本社債と同じ要項の社債、または初回の利息額および利払日を除くすべての点において本社債と同じである社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本社債と統合して単一のシリーズとすることができる。

14 為替リンク債に関する特別規定

(1) 本社債が、本14項に従い早期に償還される場合を除き、利息または満期償還価格の決定が市場障害事由（下記「(3) 市場障害事由 (a) 市場障害事由」に定義する。）または予定外休日（下記「(2) 一般的定義」に定義する。）の発生により延期された場合、

- (a) かかる金額（以下「影響後金額」という。）の支払は、かかる金額の支払予定日に行われるか、または（それに遅れた場合は）、(i) 判定為替レート決定日（下記「(2) 一般的定義」に定義する。）および(ii) 障害最終日（下記「(2) 一般的定義」に定義する。）のいずれか最初に発生した日から2支払延長日（下記「(2) 一般的定義」に定義する。）後の日に行われ、
- (b) かかる影響後金額は、影響後金額の支払の延期に関して、いかなる利息またはその他支払金額もなしに支払われる。

(2) 一般的定義

本14項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「価格ソース障害」とは、(a) 米ドル／インドネシアルピアレートおよび関連する日に関し、かかる日（またはかかる日におけるレートが関連する価格ソースにより通常発表される日）にかかる米ドル／インドネシアルピアレートを取得することが不可能となったこと、または(b) 管理機関／ベンチマーク事由が発生することをいう。

「為替営業日」とは、営業日をいう。

「観察日」とは、参照為替レート決定日もしくは償還参照為替レート決定日または「社債の概要」に従い観察日とみなされる日をいう（ただし、翌営業日慣行に従い修正されることがある。）。かかる日において市場障害事由または予定外休日が発生するもしくは発生している場合には、観察日は、代わりに翌為替営業日に発生するものとする。ただし、計算代理人の意見により市場障害事由または予定外休日がかかる為替営業日に発生するまたは発生している場合を除き、その場合には、下記「(3) 市場障害事由 (b) 市場障害事由および予定外休日の帰結」の規定が適用される。

「基準通貨」とは、日本円をいう。

「国有化事由」とは、特定通貨に関し、政府機関が徴収、没収、請求、国有化およびその他の行為により、CACIBの特定通貨管轄地域におけるすべてのまたは実質上すべての資産を剥奪することをいう。

「最小額」とは、参照為替レートに関し、流動性欠如事由の定義において、関連する時刻の関連する市場における単一の取引に関し表示される金額（計算代理人により決定される。）をいう。

「最長障害日数」とは、5為替営業日をいう。

「参照通貨」とは、インドネシアルピアをいう。

「支払延長日」とは、支払営業日である日をいう。

「支払拒否」とは、本社債に関し、政府機関債務不履行事由の定義において、関連する政府機関が証券、借入金に係る債務もしくは保証の一部またはすべてを破棄、放棄、拒否もしくは拒絶、または重要な点においてそれらの有効性に異議を唱えることをいう。

「障害日」とは、市場障害事由または予定外休日が発生したまたは継続している日をいう。

「障害最終日」とは、市場障害事由または予定外休日の発生に関し、予定観察日の直後の最長障害日数の連続した為替営業日のうち最終の日をいう。

「状況激変事由」とは、参照為替レートに関し、特定通貨について、特定通貨管轄地域におけるCACIBが制御できない事由（市場障害事由または予定外休日の定義中に規定される事由を除く。）であって、これにより、(a)CACIBが本社債に基づく義務を遂行することが不可能となり、かつ、(b)本社債に基づくCACIBの義務と同様の義務を遂行することが一般に不可能となるものの発生をいう。

「政府機関」とは、事実上または法律上の政府（またはその組織、手段、省もしくは局）、法廷、裁判所、行政機関もしくはその他の政府機関または特定通貨管轄地域の金融市場の規制を担う（民間または公共の）その他の事業体（中央銀行を含む。）をいう。

「政府機関債務不履行事由」とは、政府機関の借入金に関するもしくは政府機関により保証された証券または債務に関し、債務不履行、債務不履行事由またはその他の類似した状態もしくは事象（表現方法を問わない。）の発生をいい、(a)証券、借入金に係る債務もしくは保証について、（適用ある猶予期間が効力を生じることなく）支払期限が到来した元金、利息もしくはその他の金額の全額の時機にかなった支払の不履行、(b)証券、借入金に係る債務もしくは保証について、支払期限が到来した元金、利息もしくはその他の金額の宣言された支払猶予、停止、権利放棄、支払延期、支払拒否もしくは債務繰延、または(c)証券、借入金に係る債務もしくは保証について、かかる義務のすべての所持人の同意を得ない、支払期限が到来した元金、利息もしくはその他の金額の支払条件の訂正もしくは変更を含むが、それらに限定されない。債務不履行、債務不履行事由またはその他の類似した状態もしくは事象の存在または発生の決定は、かかる証券、借入金に係る債務または保証の発行または締結をする、かかる政府機関の権限または能力の欠如または欠如の懸念を考慮せずに行われるものとする。

「特定通貨」とは、参照為替レートに関し、インドネシアルピアをいう。

「特定通貨管轄地域」とは、特定通貨に関し、特定通貨が法定通貨である国家をいう。

「取引日」とは、2018年9月27日をいう。

「判定為替レート決定日」とは、下記「(3) 市場障害事由 (b) 市場障害事由および予定外休日の帰結」に規定される意味を有する。

「複数為替レート事由」とは、参照為替レートに関し、これに係る為替レートが2またはそれ以上の数の為替レートに分立することをいう。

「翌営業日慣行」とは、観察日が為替営業日以外の日にあたる場合には、かかる日が次の為替営業日に延期されることをいう。

「予定観察日」とは、市場障害事由または予定外休日が発生しなければ観察日であった日をいう。

「流動性欠如事由」とは、参照為替レートに関し、観察日（または観察日におけるレートが関連する価格ソースにより通常発表される日）において、最小額（1件の取引による場合または商取引上合理

的な数の取引の合計で最小額に達する場合のいずれも含む。) に対するかかる参照為替レートの確定的な提示を受けることが不可能となったことをいう。

「予定外休日」とは、為替営業日以外の日であって、予定観察日の2為替営業日前の参照通貨の主要金融センター（計算代理人により決定される。）における現地時間午前9時を過ぎるまでに、当該予定観察日が為替営業日でないという事実を市場が（公表またはその他の公開情報により）認識していなかった日をいう。

(3) 市場障害事由

(a) 市場障害事由

「市場障害事由」とは、参照為替レートに関し、(i) 複数為替レート事由、(ii) 政府機関債務不履行事由、(iii) 流動性欠如事由、(iv) 状況激変事由、(v) 国有化事由または (vi) 価格ソース障害のいずれかが発生することをいう。

市場障害事由の発生の有無は、計算代理人が誠実に判定するものとする。

(b) 市場障害事由および予定外休日の帰結

観察日において参照為替レートに関連して市場障害事由または予定外休日が発生または継続している場合、以下のいずれかによる。

(i) 計算代理人は、観察日を延期することができる。この場合、観察日は、市場障害事由または予定外休日が存在しない翌為替営業日（以下「判定為替レート決定日」という。）とする。

ただし、障害最終日（当日を含む。）までの各為替営業日がいずれも障害日である場合を除く。この場合、(A) かかる日が障害日であるという事実にかかわらず障害最終日を観察日とみなし、(B) 計算代理人は、実勢市場慣行に係ると誠実に判断した入手可能なすべての情報を考慮し、誠実に行為した上で、市場障害事由または予定外休日の影響を受けた当該日の参照為替レートを誠実に決定する。

(ii) 計算代理人は、実勢市場慣行に係ると誠実に判断した入手可能なすべての情報を考慮し、誠実に行為した上で当該日の参照為替レートを決定する。

(A) 計算代理人が、上記に従い関連する参照為替レートを決定することができない場合もしくは決定しない場合、または (B) かかる決定が、計算代理人の判断において、市場障害事由または予定外休日の発生に対する対処とならない場合、以下のいずれかによる。

(i) 計算代理人は、かかる市場障害事由または予定外休日に対処するために適切と思料する本社債の要項の調整を行い、また、かかる調整が効力を生じる日を定めることができる。かかる調整を行うにあたり、計算代理人は、発生した関連事象に伴い、銀行間市場において、外国為替デリバティブ取引について行われるであろう同等の調整を考慮し、また、計算代理人が（その単独の絶対的な裁量により）適切と判断する場合、かかる調整を実施するために、本社債の要項を修正することができる。

(ii) 計算代理人が、上記(i)の調整を決定することができない場合または決定しない場合、CACIBは、その単独の絶対的な裁量により、上記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して通知した上で、本社債の全部（一部は不可）を、各本社債につき、公正市場償還価格に相当する金

額で償還することができる。支払は、上記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して通知される方法によりなされる。

計算代理人は、障害日の発生がなければ観察日となっていたであろう日における市場障害事由または予定外休日の発生を、上記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知するものとする。かかる通知は、かかる市場障害事由または予定外休日の詳細およびそれに関して計算代理人により行われると提案された行為を示すものとする。

(4) 追加障害事由

(a) 追加障害事由

「追加障害事由」とは、法の変更、ヘッジ障害および／またはヘッジ費用の増加のいずれかをいう。

「ヘッジ障害」とは、CACIBおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を尽くした上でも、(i)本社債を発行し、および本社債に関する自身の債務を履行する際に、CACIBが、関連する価格リスク（為替リスクを含むが、これに限定されない。）をヘッジするために必要とみなす取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことができないこと、または(ii)当該取引もしくは資産の収益を制限されることなく実現、回収、支払、受領、本国へ送金もしくは振り替えることができないことをいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、CACIBおよび／またはその関連会社において、(i)本社債を発行し、および本社債に関する自身の債務を履行する際に、CACIBが外国為替リスクをヘッジするために必要とみなす取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うために、または(ii)当該取引もしくは資産の収益を実現、回収もしくは支払うために、公租公課、費用または手数料（委託売買手数料を除く。）の金額が（発行日に存在する状況と比較して）著しく増加することをいう。ただし、かかる著しく増加した金額が、CACIBおよび／またはその関連会社の信用力の悪化のみを原因として生じた場合は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「法の変更」とは、取引日以降に(i)適用法令（税法を含むが、これに限られない。）の採択もしくは変更により、または(ii)適用法令の管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局における解釈の公表もしくは変更（税当局による措置を含む。）により、CACIBが、(A)CACIBおよび／もしくはその関連会社が参照為替レートに関する関連ヘッジ・ポジションを保有、取得もしくは処分することが違法となったか、もしくはCACIBおよび／もしくはその個別の関連会社がかかるヘッジ・ポジションに関して締結した合意を維持することができなくなったか、または(B)CACIBおよび／もしくはその関連会社が本社債（または為替レートに関する関連ヘッジ・ポジション）に基づく債務を履行する際に費用が著しく増加する（租税債務の増加、税制優遇の減少または税務上のポジションに対するその他の悪影響によるものを含むが、これらに限られない。）と、その単独の絶対的な裁量により判断することをいう。

(b) 追加障害事由発生の帰結

「追加障害事由」が発生した場合、CACIBは、その単独の絶対的な裁量により、

(i) 計算代理人に対して、かかる追加障害事由に対処するために、その単独の絶対的な裁量により適切と思料する本社債の要項に対する調整を行うように、さらにかかる調整が効力を生じる日を定めるように要求することができ、または

(ii) 上記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して通知した上で、本社債の全部（一部は不可）を、各本社債について公正市場償還価格に等しい額を支払うことにより償還することができる。支払は、上記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して通知する方法によりなされる。

CACIBは、追加障害事由の発生時に、追加障害事由の発生を上記「8 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知するものとする。かかる通知は、その詳細と共にこれに関連する対策案を記載するものとする。

(5) その他の事由

本14項の前述の規定にかかわらず、本社債に対して重大な影響を与えると計算代理人が誠実に行為し判断するその他の事由が発生した（為替ヘッジ決済のための基準市場メカニズムの変動を含むがこれに限られない。）場合、

(i) 計算代理人は、かかる事由に対処するために、適切と思料する本社債の要項に対する調整を行い、さらにかかる調整が効力を生じる日を決定することができ、または

(ii) CACIBは、本社債の所持人に対して上記「8 通知」に従い通知した上で、本社債の全部（一部は不可）を、各本社債について公正市場償還価格に等しい額を支払うことによって償還することができる。支払は上記「8 通知」に従い、本社債の所持人に通知される方法で行われる。

計算代理人が本項(5)に基づき決定を行う際、CACIBは、上記「8 通知」に従い本社債の所持人に対してかかる決定に関する詳細を可及的速やかに通知するものとする。

(6) 発表、表示された為替レートの修正

観察日における参照為替レートの決定を目的として、ロイター・モニター・マネー・レート・サービスまたはその他の金融情報サービスより入手した情報に基づく参照為替レートは、最初に表示されてから1時間以内に、当該情報源により後で表示される情報に修正（もしあれば）が行われることがある。ただし、計算代理人がその単独の絶対的な裁量により、かかる修正を考慮するには実用的でないと決定する場合を除く。

計算代理人が、上記修正を認める場合、計算代理人はCACIBに対し、かかる修正、修正後の参照為替レート、および当初の参照為替レートに基づき本社債の所持人に支払が行われた場合（以下「当初金額」という。）は、修正後の参照為替レートに基づき本社債の所持人に支払われるべきである金額（以下「修正金額」という。）について通知するものとする。修正金額の通知にあたり、CACIBは、（修正金額が当初金額を上回る場合）追加額の支払または（修正金額が当初金額を下回る場合）当初金額が支払われた人物から回収（CACIBによる回収を目的として、当初金額から修正金額を差し引いた金額の、各本社債の比例分配額に等しい金額を、次の利払日（もしあれば）に支払われる各利息から控除する場合を含むが、支払われる各利息はゼロ以上とする。）のどちらかの必要または適切と考えられる行為を行うことができるが、義務ではない。上記にかかわらず、いかなる場合においても、CACIBは、いずれの決済機関からも金銭を回収する義務を負わない。計算代理人は、本項(6)の規定に

基づき決定を行う義務を負わず、本項(6)に従い決定または決定されなかった事項に関し、いかなる者に対しても責任を負わない。

(7) 承継通貨

参照為替レートに係る参照通貨および基準通貨は、これを適法に承継する通貨（以下「承継通貨」という。）を含むものとみなされる。

ある国家が、発行日以後であるが本社債において支払が行われ得る日以前において、承継通貨のために、発行日において有効な通貨であって参照為替レートに係る参照通貨または基準通貨であるもの（以下「原通貨」という。）の適法な廃止、転換、通貨単位の変更または交換を行ったと計算代理人が決定した場合、原通貨額の計算またはその支払を目的として、原通貨額は、原通貨に対する承継通貨の割合を乗じることにより承継通貨に換算され、その割合は、かかる廃止、転換、通貨単位の変更または交換が行われた日として計算代理人により決定された日において、原通貨を承継通貨に転換した当該国家により定められた交換レートを基準として計算される。また、かかる日が複数ある場合、関連する日に最も近い日（または計算代理人の単独の絶対的な裁量により選択されるその他の日）が選択される。

前段落の規定にかかわらず、また次段落の規定に従い、計算代理人は（適用ある法律で認められる範囲において）、その単独の絶対的な裁量により、原通貨の承継通貨に対するその他の交換レートまたはその他の転換基準を選択することができ、かかる参照通貨または（場合により）基準通貨の廃止、転換、通貨単位の変更または交換について説明するため、本社債に関し、計算代理人が適切と決定する変数、計算方法、評価、清算、支払に関する条件またはその他の条件の修正を（もしあれば）行う。

上記の各規定にかかわらず、ユーロに置き換えられた参照通貨または基準通貨については、かかる置換えの結果は適用ある法律に従い決定される。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

銀行再生および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、本社債は強制的な削減または株式転換の対象となる可能性がある。

2014年7月2日、金融機関および投資会社の再生および破綻処理に関する枠組みを設定する、欧州議会および理事会による2014年5月15日付指令第2014/59/EU（以下「BRRD」という。）が施行された。指令であるBRRDは、フランスにおいては直接適用されず、国の法令に置き換えられなければならなかった。フランスの2015年8月20日付命令第2015-1024号は、2015年9月17日付指令第2015-1160号および2015年9月11日付の3つの指令と共に、かかる目的のために、BRRDをフランス法に置き換え、フランス通貨金融法典を修正したものである。当該フランスの命令は、BRRDの実施を明確にする規定も組み込んでいる2016年12月9日付法第2016-1691号（Loi n° 2016-1691 du 9 décembre 2016 relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique）により承認された。

BRRDならびに欧州議会および理事会による2014年7月15日付（EU）規則第806/2014号（以下「SRM規則」という。）に定められた目的は、金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関するEU全体にわたる枠組みを設定することである。BRRDにより設定される枠組みは、特に、金融機関の破綻による経済および金融シ

システムに対する影響（納税者の損失エクスポージャーを含む。）を最小限にする一方で、その重要な金融機能および経済機能を確実に継続させるために、不安定かつ経営難の金融機関に十分早くかつ迅速に介入する、信頼できる手法一式を各EU加盟国に指定された当局（以下「破綻処理当局」という。）に提供するために必要とされると定められている。SRM規則に基づき、集中的な破綻処理の権限が設定され、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）および国家の破綻処理当局に委託された。

BRRDおよびSRM規則において破綻処理当局に与えられる権限は、資本調達商品（劣後債を含む。）および適格債務（ジュニア債ではすべての損失を吸収するには不十分と判明した場合、本社債等の優先債を含む。）を、設定された優先順位に従い破綻処理中の発行機関の損失を吸収することを確実にするために、削減／転換する権限（以下「ベイルイン手法」という。）を含んでいる。BRRDを実施するフランス通貨金融法典において、破綻処理の条件は、（i）破綻処理当局または関連する監督当局が、当該機関が破綻に陥っているかもしくは陥るおそれがあると判断した場合、（ii）破綻処理措置以外の方策により破綻が回避されることを合理的な時間枠で合理的に見込めない場合、かつ（iii）破綻処理措置が破綻処理の目的を達成するために必要であり、通常の倒産手続に基づく機関の清算がこれらの破綻処理の目的を同程度に満たしていない場合に満たされたとみなされる。

破綻処理当局はまた、かかる削減もしくは転換の権限を行使しない限り、当該金融機関もしくは当該グループがもはや存続不可能であると判断した場合、または当該金融機関が特別な公的財政支援を必要とする場合（特別な公的財政支援が、フランス通貨金融法典第L. 613-48条第3項第3号に定義される形式で提供される場合を除く。）、破綻処理措置とは無関係に、または破綻処理の条件が満たされているときには破綻処理と組み合わせて、資本調達商品（劣後債を含む。）を削減または株式へ転換する可能性がある。

ベイルイン手法は、結果として、本社債の完全な（すなわちゼロへの）もしくは部分的な削減もしくは普通株式もしくは持分証券への転換、または本社債の条項の変更（例えば、満期および／もしくは支払われる利息が変更になる可能性があり、支払の一時停止が命令される可能性もある。）を生じさせる可能性がある。特別な公的財政支援は、ベイルイン手法を含む破綻処理措置を可能な限り最大限評価および適用した後においてのみ、最後の手段として用いられるべきである。さらに、CACIBの財務状態が悪化した場合には、ベイルイン手法が存在することにより、かかる権限が存在しなかった場合よりも急速に本社債の市場価格または価値が下落する可能性がある。

ベイルイン手法に加え、BRRDは、破綻処理の条件を満たす金融機関に関し、その他の破綻処理手法を実施するため、より広範な権限を破綻処理当局に付与する。かかる権限は、金融機関の事業の売却、承継機関の設立、資産の分割、社債に関する債務者としての金融機関の代替または承継、社債の条件の修正（満期および／もしくは支払われる利息額の変更ならびに／もしくは支払の一時停止の命令）、経営陣の解任、暫定管財人の任命ならびに金融商品の上場および取引許可の廃止を含む可能性があるが、これらに限定されない。

破綻処理手法の実施または関連する資本調達商品の削減または転換を行う権限の行使の前に、破綻処理当局は、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、いかなる公的機関からも独立した者により実施されていることを確認しなければならない。

2016年1月1日以降、フランスの与信機関、投資会社および金融機関は、フランス通貨金融法典第L. 613-44条に従い、自己資本および適格債務の最低基準（以下「MREL」という。）を常に満たしていなければならない。MRELは、金融機関の負債および自己資本に対する割合として表示され、金融機関がベイルイン手法の有効性を阻害する形で負債を構成することを避けることを目的としている。

SRM規制の規定に従い、適用ある場合、SRBは、BRRDにより指定された国家の破綻処理当局を、意思決定過程に関するすべての面について代替し、BRRDにより指定された国家の破綻処理当局は、SRBにより適用された破綻処理スキームの実施に関し、継続して事業を行う。銀行の破綻処理計画の準備に係るSRBおよび国家の破綻処理当局の協力に関する規定は2015年1月1日より適用され、SRMは2016年1月1日以降に完全稼動する。

フランスのBRRDを実施する規定に基づく破綻処理手法の適用またはCACIBに関するかかる適用の提案は、本社債の所持人の権限、本社債への投資に係る価格もしくは価値および／またはCACIBが本社債に基づく債務を満足させるという能力に重大な悪影響を与える可能性がある。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成29年12月期）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年5月2日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書
平成30年6月 中間期（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）
平成30年9月4日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

該当事項なし

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成30年10月5日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日（平成30年10月5日）現在、当該事項に係るCACIBの判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

2018年8月24日現在

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号
に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名 クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
(以下「当社」という。)
代表者の役職氏名 ベンジャミン・ランベール
マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット・ディビジョン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成30年8月24日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成26年6月27日(受渡日)の売出し)

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

2020年2月3日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン

ブラジルリアル／日本円連動社債

券面総額または振替社債の総額 219億3,900万円

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

クレディ・アグリコル・CIB（以下「当社」という。）は、ファイナンス事業、キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業ならびにウェルス・マネジメント事業の3つの事業部門を中心に組織されている。

ファイナンス事業では、ストラクチャード・ファイナンスおよび商業銀行事業を統合している。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行の事業には、キャピタル・マーケット事業に加えて投資銀行事業が含まれる。

ウェルス・マネジメント事業は、2016年1月よりインドスエズ・ウェルス・マネジメントの世界的な商標に基づき、各々の希望に最も沿う方法で各個人顧客が資産を運用、保護、移転することを可能にする、顧客に応じたアプローチを提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 当社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

区分	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
年度末資本金（ユーロ）	7,851,636,342	7,851,636,342	7,327,121,031	7,254,575,271	7,254,575,271
発行済株式総数	290,801,346	290,801,346	271,374,853	268,687,973	268,687,973
実現取引合計の業績（百万ユーロ）					
総収益（税金を除く。）	9,470	7,306	7,808	8,178	6,581
税金、減価償却費および引当金控除前利益	3,017	1,223	770	48	272
法人所得税	(514)	279	(45)	(77)	(34)
税金、減価償却費および引当金控除後利益	2,613	682	434	1,318	522
配当支払額	1,236	983	899	999	999
1株当たり利益（ユーロ）					
税引後利益（減価償却費および引当金控除前）	(注5) 8.61	(注4) 5.34	(注3) 2.70	(注2) 0.46	(注1) 1.14
税金、減価償却費および引当金控除後利益	(注5) 8.98	(注4) 2.42	(注3) 1.62	(注2) 4.90	(注1) 1.94
1株当たり配当金	4.25	3.38	3.34	3.72	3.72
人件費					
従業員数	(注6) 6,768	(注6) 6,473	(注6) 6,222	(注6) 6,241	(注6) 6,230
事業年度内に支払われた賃金および給与（百万ユーロ）	1,014	1,000	961	942	880
従業員給付金および社会保障（百万ユーロ）	323	304	283	276	271
給与支払税（百万ユーロ）	39	35	39	39	31

(注1) 2013事業年度末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（268,687,973）に基づいて計算された。

(注2) 2014事業年度末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（268,687,973）に基づいて計算された。

- (注3) 当該期間中における、発行済普通株式数の加重平均 (268,791,031) に基づいて計算された。
- (注4) 当該期間中における、発行済普通株式数の加重平均 (281,517,355) に基づいて計算された。
- (注5) 2017事業年度末現在における、自己株式を除く発行済株式総数 (290,801,346) に基づいて計算された。
- (注6) 平均従業員数である。

(2) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2017年 12月31日		2016年 12月31日		2015年 12月31日		2014年 12月31日 (注4)		2013年 12月31日 修正再表示後 (注6)	
	当社	基礎的 CIB (注1)	当社	基礎的 CIB (注1)	当社	CIB修正 再表示後 (注3)	当社	CIB修正 再表示後 (注5)	当社	継続 事業 (注5)
銀行業務純収益	4,999	4,587	4,936	4,427	5,205	4,106	4,352	3,918	3,755	3,688
営業総利益	1,814	2,027	1,856	1,902	2,138	1,624	1,574	1,682	975	1,629
当期純利益 - 当社グループの持分 (注2)	1,156	1,286	1,182	1,226 (注7)	958	1,017	1,050	1,166	565	1,012

- (注1) 2017年度および2016年度におけるローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響ならびに税、2017年度における持分法 (EM) の純利益の一部としてのBSFの売却に係る利得、ならびに2017年度における例外的税による修正再表示後。
- (注2) 2017年度および2016年度におけるリスク費用の法的引当金を含む。
- (注3) ローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響ならびに2015年度におけるOFACの訴訟引当金による修正再表示後。
- (注4) 2014年度に公表された財務書類と比較し、IFRIC第21号の実施による修正再表示後。
- (注5) ローン・ヘッジ、DVAの経常的な影響、CVAおよびDVAの初日の影響 (2013年度)、FVAの初日の影響 (2014年度) ならびにNBIにおけるCVA、DVAおよびFVAの方法の変更 (2014年度) による修正再表示後。
- (注6) 2013年度は、新たな連結基準に関連する会計方針の変更の影響を考慮した数値である。
- (注7) ローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響 (それぞれマイナス25百万ユーロおよびマイナス37百万ユーロ) による修正再表示後。2016年度有価証券報告書では、ローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響 (それぞれマイナス25百万ユーロおよびマイナス37百万ユーロ) ならびに法的引当金 (マイナス100百万ユーロ) による修正再表示後。

(単位：十億ユーロ)	2017年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日 (注1)	2013年12月31日 修正再表示後 (注2)
資産合計	488.6	524.3	549.3	644.1	589.4
顧客貸出金総額	138.1	139.0	133.6	123.3	113.1
運用資産額 (ウェル ス・マネジメント事 業)	118.3	110.0	109.6	101.6	93.3

- (注1) IFRIC第21号の実施に関する会計方針の変更による影響を考慮している。
- (注2) 2013年度は、新たな連結基準に関連する会計方針の変更の影響を考慮した数値である。

FTE (常勤従業員数)	2017年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日 修正再表示後 (注2)
フランス	4,499	4,298	4,135	4,090	4,133
海外	6,202	5,869	5,767	5,630	5,716

合計（注1）	10,701	10,167	9,902	9,720	9,849
--------	--------	--------	-------	-------	-------

（注1） ウェルス・マネジメント事業に、2017年度は3,014人、2016年度は2,772人、2015年度は2,757人、2014年度は2,607人および2013年度は2,773人が従事している。

（注2） 2013年度は、新たな連結基準に関連する会計方針の変更の影響を考慮した数値である。

（単位：十億ユーロ または％）	2017年12月31日 （注1）	2016年12月31日 （注1）	2015年12月31日 （注1）	2014年12月31日 （注1）	2013年12月31日 （注2）
株主持分 （純収益を含む。）	19.0	19.6	17.5	16.1	15.4
ティアⅠ資本	18.2	19.2	17.2	16.0	16.4
バーゼルⅢリスク加重 資産	112.0	123.2	124.3	118.6	110.5
CET1比率	12.0％	11.7％	10.4％	10.6％	－
ティアⅠ・ソルベン シー比率	16.2％	15.6％	13.8％	13.5％	14.9％
ソルベンシー比率合計	19.0％	18.1％	15.2％	13.8％	15.1％

（注1） バーゼルⅢの数値である。

（注2） バーゼルⅡの数値である。

（3）最近3中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

（単位：百万ユーロまたは％）	2018年6月30日	2017年6月30日	2016年6月30日
総資産額	514,787	506,893	599,992
顧客に対する貸出金および債権	131,251	133,830	134,943
顧客に対する債務	110,022	109,317	117,301
株主持分	19,214	19,217	19,726
ティア1比率	14.7％ （CRD4 段階適用） 13.2％ （CRD4 完全実施）	16.2％ （CRD4 段階適用） 14.1％ （CRD4 完全実施）	14.6％ （CRD4 段階適用） 12.3％ （CRD4 完全実施）

（単位：百万ユーロ）	2018年6月30日	2017年6月30日	2016年6月30日
銀行業務純収益	2,833	2,573	2,532
営業総利益	1,099	922	911
営業利益	1,081	697	616
税引前利益	1,082	827	740
当期純利益－ 当社グループの持分	774	632	556

以 上

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合があります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成 30 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上